

令和6年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和6年8月29日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年8月29日 午後 3時26分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
----	---	---	---	---	----	---	---	---	----

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早	川	順	治	書	記	平	澤	瞳
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	大	森	初	恵							
総	務	課	長	山	本	敦	志	税	務	課	長	石	伊	利	光							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁						
住	民	課	長	宮	田	慎	治	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	片	山	和	子				
農	林	課	長	三	高	昌	之	建	設	課	長	大	月	豊								
水	道	課	長	檜	寄	秀	徳	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	岡	崎	直	樹

10. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

非常に大きな台風が今現在鹿児島あたりに上陸をしたというふうなことでございますけれども、明日からあさってにかけてこの岡山県に最も近づいてくるのではないかというふうなことが言われております。秋の農繁期でもありますし、またいろいろイベント等もあるわけでございますので、そうした中で被害の起きないように祈るところでございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、丸山節夫君、6番、河上真智子君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

おはようございます。6番、河上真智子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問を行います。

質問は4項目、一問一答方式で行います。

議員として活動を始め、はや4年が過ぎようとしています。初めての事柄に戸惑いながらも、同僚議員や執行部をはじめとする職員の皆さん、そして多くの町民の皆さんに支えていただいたことは本当に幸せなことに感謝しております。ありがたいことに、任期中

にデジタル田園健康特区の指定があり、私が何より望んでいた医療・福祉の充実と未来への希望が見えてきました。一人一人ができるだけ望む場所で暮らし続けることができるように、この思いをかなえられる施策の推進に私も自分ができ得る限りの協力をしてきたつもりです。そのことを踏まえながら、最初の質問に入ります。

1つ目の質問は、地域医療の安定についてです。

今年、長年にわたり地域医療の一端を担ってこられた賀陽クリニックが閉院されました。長年の功績に感謝しております。しかし、このことによって、保たれていた地域医療のバランスが崩れ、患者の偏りが生じていることは、気がかりなことです。患者さんの新しい通院先となった医療機関では、待ち時間が非常に長くなったり、医師やスタッフの負担が増える事態が起こっています。これは致し方ないこととはいえ、限られた医療資源を守っていくためには、何らかの手だても必要です。これに関しては町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、6番、河上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

6月末をもって閉院となりました賀陽クリニックに対しましては、長年にわたり地域住民の健康を中心に献身的に地域医療を支えてくださり、その功績に感謝を申し上げる次第でございます。

転院を余儀なくされた方々や受入先の医療機関の皆様には御迷惑をおかけ申し上げてすみませんという気持ちでございます。急な転院でございますので、紹介状等がない中での患者の受入れに伴い、診療に時間を要するなど苦勞されている状況は十分把握をしております。また、認識もしております。町といたしましては、今後の受診状況の推移をしっかりと注視しつつ、これまでの支援と同様に、医療・介護現場の実情を把握した上で、必要な対策を検討してまいりたいと思います。

このように医療関係が厳しくなる中で、一つの光が、吉備中央町が他に先駆けて行なっております医療を中心としたデジタル田園健康特区事業でございます。この事業の間接的影響によりまして、医師の確保が大変困難な状況下におきまして町内医療施設に常勤の内科医を迎えることができましたことは大変よかったと思っております。また、現在取り組

んでいます遠隔診療は、1日ばかりで行っていた町外の大きな病院での診療を町内の医療機関で受けることができるようになるような取組でございます。

いずれにいたしましても、今後町民の皆様の医療環境の充実と医療サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

下竹の賀陽クリニックには、その立地から、遠方の通院が難しい高齢の患者さんも多く利用されてきました。賀陽や加茂川地区から広く患者さんが通院されてきました。今まで身近な地域にあった医療機関がなくなったことは、とても心細いことであると思います。

そこで、提案です。来春閉校する下竹荘小学校を活用して新しいクリニックの設置はできないでしょうか。位置的にもほぼ同じ場所にあり、学校施設はバリアフリー化しやすい構造になっています。現在も使用している建物であり、給排水設備や電気設備もこのままで運用ができます。医療設備に関して言えば、幸い近隣に設備が充実した吉備高原医療リハビリテーションセンターがあるので、必要に応じて検査を依頼する体制を取れば、一般的なクリニックと同程度として約1,000万円から1,500万円程度の投資で済み、初期投資としてはかなり抑えられます。通院が便利な場所に医療機関があれば、地域住民の方の安心につながるだけでなく、バランスのよい配置でほかの医療機関の負担軽減にもなるのではないのでしょうか。また、このことは今後懸念される医師の高齢化に対応するためにも必要であると考えます。これに関してはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今、町内には、住み慣れた地域でしっかりと生活を支えていただいておりますかかりつけ医の先生方がおられます。町といたしましては、今すぐ新しいクリニックという考えも必要ですが、それ以前に今ある医療機関がしっかりと継続できるということを支援をしていく必要があるかと思っております。受診しやすい環境整備を図ることがまずは先決かなと今思うところでございます。しかしながら、今後個人医が高齢化になり、町内の医療機関の存続等々が現実的に危惧されるところでございます。そうした中で、議員が提案の下

竹荘小学校跡地活用、これにつきましては、しっかりと協議の中でそのことも踏まえて検討していきたいと考えます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

そして、次の問題は医師の確保なんですけど、幸いデジタル田園健康特区の施策で提携している岡山大学医学部や僻地医療で協力をいただいている済生会病院などとの連携も可能性としてはあると思います。しかし、いずれも医師育成制度の変更で医師不足の現状にあります。

そこで、目先を変えて考えてみました。近年大きな災害が頻発しています。その現場で活動する空飛ぶ捜索医療団ARROWSを御存じでしょうか。1月に起こった能登半島地震や国内外各地の災害現場で活動されている、医師をはじめとする医療従事者のNPO団体です。以前、その中心メンバーとして活躍されている稲葉医師とお話をしたことがあります。

災害現場にいち早く駆けつけるために、膨大な量の物資の備蓄場所が必要であり、また災害現場での対応訓練施設も必要だということをおっしゃっておいりました。日本列島のほぼ真ん中であって交通が至便であること、災害が少ない地域であることは大きなアピールポイントであり、提携によって医師が確保できればお互いにとってのメリットがあるのではないのでしょうか。これに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、河上議員の御質問にお答えいたします。

町では、平成28年に吉備中央町医師等確保特別対策補助金を創設し、医師及び看護師の人材確保を行っており、今年度は医師5名に補助金を交付し、地域医療に御尽力をいただいております。少子化、高齢化、人口減少、医師不足、これらを背景に地域医療をどのように捉えていくかは非常に難しい課題であると考えております。

議員から御紹介のありました空飛ぶ捜索医療団ARROWSにつきましては、地域医療の課題を様々な視点で考えていくことは大切であると考えますので、今後も保健課だけで

なく、関係部署や関係機関との協議、連携を図ってまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

いろいろお答えをいただきましたが、医療機関のバランスの取れた配置ができたとしても、患者さんの高齢化で自力で医療機関のほうへ受診に訪れることはだんだん難しくなってくるのも、これまた往々にして考えられます。

デジ田の施策として今年から、下加茂診療所や吉備リハを使って岡大との遠隔診療が始まっています。これを発展させ、医療機関が患者さんのほうへ出向いていく移動遠隔診療車の導入も必要になってくると思います。昨年視察先でも活用状況を見せていただきました。導入自体は難しいわけではないのですが、それに携わる看護師の確保と育成も必要です。あるいは、視察先ではケースによってはかかりつけ医の看護師さんあるいは訪問看護ステーションが担っておられましたが、我が町においては、残念ながら、その人的余裕がないのも現状です。

今年から、町内で働く看護師の確保のための看護師養成奨学金貸付事業が始まりました。私も、及ばずながら、岡山大学の講義を通じて、地域医療に貢献していただく看護師さんの募集を行なっております。町内で生き生きと働く看護師が増え、通院する患者さん、在宅で療養される患者さん、全ての方にとって望む医療が受けられるような状況になっていくようにと願うばかりです。

それでは、2つ目の質問を行います。

2つ目の質問は、医療の話題つながりで、町職員のメンタルヘルスケアについてです。

私は、議員になるまでは、公務員さんは安定していて定年まで働くものだ、そう思っていました。しかし、議員となって身近で接することが増えるにつれ、それは昔の常識だと気づかされました。特に、ある程度の経験を積み、最も力を発揮するであろう世代、30から40代の退職や休職、そしていわゆる中間管理職といわれる世代である50歳前後での休職は、町の運営にとって大きなダメージであり、問題です。

令和2年から5年に退職した30代から40代の職員は16人、50代は7人です。スキルアップや自分でやりたいことが見つかったためという理由であれば、致し方のないことだと思います。しかし、心身の負担が原因であるならば、早急に対応し、離職を防ぐとともに、職場環境の改善を図りながら復職環境を整える必要があります。

全ての働く者には、メンタルの不調を感じた際には勤務時間内に誰にも知られることなく産業医による面談を受ける権利があります。現在役場にも提携している産業医はいらっしゃいます。定期的な安全衛生委員会にも参加して下さっており、その際に面談を行うこともあると伺っています。しかし、職員自身の希望により産業医との面談を受けた方は、過去4年間でたった4名のみです。休職者が毎年3～4人出ている現状で、本当にこれで職員の精神面での健康が守られているのでしょうか。

私も職場のメンタルヘルスチェック実施者の資格を持っていますので、その視点から見ると、今の状況は決して十分とは思えません。私は時折職員からそっと相談を受けることもあります。そのたびに、苦しい思いを抱えながらも頑張って職務に向き合っているその方たちを何とかしてあげたいと思い、担当課に何度も適切な産業医の充実を訴えてきました。しかしながら、4年近くたってもいまだ変更はなされていません。理由を聞くと、今の先生には長年来てもらっているのに断りづらい。その気持ちも分かります。でも、このままでは現状の改善は望めないと思います。大きな規模の自治体であれば職員数に多少のゆとりもあるのかもしれませんが、我が町のように小規模の自治体では、やむを得ず休職者や退職者が出る際に、その代わりに業務を担う職員にも大きな負担がかかってしまいます。

メンタル不調は、心の風邪と言われます。最初は大したことがない、自分で気がつけば治っていくんじゃないか、そうしてるうちに次第に寝込んだり、ついにはこじらせて重症になってしまう、まさに心の風邪なのです。職員の面談の権利を守り、初期に適切な対応をして重症化を防ぐためにも、産業医の充実は必須と考えます。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、河上議員の御質問にお答えをいたします。

まず、産業医の選定につきましては、今後の検討課題であることは十分認識をしておりますが、長年にわたり当町の産業医として勤務されているがゆえに、経験豊富で当町の職員や職場環境に精通されており、職員からの信頼も厚いため、これまで選任をさせていただいた経緯がございます。しかし、メンタルヘルスに不調を抱える職員が増加している昨

今、メンタルヘルスについて専門性を持った医師の選任は重要になってくると考えますので、積極的に今後は検討してまいりたいと思います。

また、産業医の面談につきましては、御指摘のとおり、労働安全衛生規則の規定により、状況に応じて面接により必要な指導を行わなければならないとされております。当町におきましても、全職員に対し、毎年希望者を募っております。また、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された職員に対しましても、希望者へは同様に面接指導を行っております。過去に相談された職員の中には、話すだけで気持ちが楽になったという方ももちろんいらっしゃいます。面接指導を受けることが決して恥ずかしいことではないという職場の雰囲気づくり、それからまた誰でも気軽に受けられるものであるということをも全職員に対し周知をするよう努めてまいりたいと思っております。

また、職員が加盟しております岡山市町村職員共済組合や公立学校共済の事業として、メンタルヘルスに関するカウンセリングサービスが受けられます。こちらは電話などで外部の臨床心理士等に気軽に相談ができるサービスですので、このことについても職員に対し利用を促進してまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

総務課長のほうからはいろいろとお答えをいただき、本当にこれが推進されて職員の方々に広まって皆さんが気軽に使えるような制度であるように願っております。

また、若い世代だけでなく、いわゆる中間管理職とでもいいでしょうか、40代後半から50代前半の世代にもメンタル不調を感じていらっしゃる方が多いと思います。本来ならば若手職員の指導、育成を担うべき世代が減っていて本来のバランスの取れた年代構成になっていないため、さらに上の世代にその負担がかかっているのではないかと考えます。

私は夜7時前ぐらいにはほぼ毎日所用で庁舎の横を通りますが、職員駐車場の車の数はまだまだ減っていません。夜遅く通ってみても、いつも遅くまで明かりがついていて、それを見ると本当に心が痛みます。条例で定められている職員の定数は254人、それに対して令和6年4月時点での実質職員数は214人です。必要な職員数が充足できてない現状で、責任感から何とか仕事を掛け持ちしてこなしていても、職員は生身の人間ですから、いつか限界が来てふと糸が切れてしまうことがあるでしょう。これからの吉備中央町の中

心となって町民のための様々な業務を担う職員の心身の健康を守り、本来の力を発揮していい仕事をしていただかなくてはなりません。現状をどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、新たな業務等の増加と中堅職員等の早期退職により、中間管理職への負担は年々大きくなっており、強い危機感を持っております。現在、中間管理職と呼ばれる課長補佐、主幹は34名おりますが、各部署の班長を担うなど、その責任は大きなものとなっております。また、高度化、複雑化する業務をこなしていく中で、職員数の問題もあり、事務処理体制として細分化が図られてないため、職員一人一人が多岐にわたる業務を行うこととなり、どうしてもマンパワーに頼らざるを得ない状況となっております。職員一人一人が心身ともに健康でその能力を十分に発揮できる職場づくりが重要と考えておりますので、社会経験のある職員採用や職員の適正配置、また業務の民間委託などを導入するなど、業務負担の分散、軽減を図る取組を実施してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ぜひお願いします。

そして、今度は休職している職員さんについてなんですが、休職している職員さんの職場復帰の際のサポート体制についてお尋ねしていきます。

メンタル不調で休職せざるを得なかった職員から聞いたお話です。先ほどもお話したように、メンタルの不調は心の風邪です。ゆっくり休養すれば次第によくなっていくとは言われます。でも、休職している職員、本当に苦しんでる方の心はとても揺れています。心療科を受診すると、大抵は医師にゆっくり休んだらいいですよと言われます。でも、そうは言われても、決して家でんびりしているわけではありません。少したつと、同僚に迷惑をかけているのではないだろうか、仕事が滞って大変なことになっているのではない

か、そう思い始め、無理をしてでも仕事に行こうか、でも無理してさらに悪化したらもう職場に戻れなくなるのではないだろうかなどいろいろな思いに悩み、それがますます苦しさを増していき、負のスパイラルになるのです。また、復職してもすぐには通常の全日勤務体制に戻る自信が持てないとも話されていました。例えば、いわゆる慣らし運転のように時短勤務から徐々に元に戻していくことや、必要ならば配置転換も考慮するなどのサポート体制が不可欠と考えます。どのような対応が可能なのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、お答えをいたします。

体制といたしましては、吉備中央町職員職場復帰訓練実施要綱におきまして、病気療養中の職員の円滑な職場復帰を図るために、当該職員が所属する職場において2か月を超えない範囲で職場復帰のための訓練が行えるものとされております。また、病気休暇及び休職等の取扱要領におきましては、勤務時間の短縮の必要がある者は、4時間15分を超えない範囲で、かつ連続して1か月を超えない範囲で勤務時間の短縮ができるものとされております。しかし、近年この制度を利用した職員はおらず、実情は復帰後すぐにフルタイムの勤務に戻る職員が大半でございます。議員がおっしゃいますように、周囲に迷惑がかかるのではないかという心情が先立ち、制度があっても利用しにくい環境になってるのではないかと考えます。まずは、この制度について職員へ再周知をして、その必要性について職員一人一人の理解を得ることが重要であると考えます。また、併せて職場復帰支援プログラムを策定するなど、休職職員に寄り添った取組を行なってまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今、課長がおっしゃったような支援プログラム、それがあれば、休職してどうしようかと悩んでおられる職員さんはとても心が軽くなると思いますので、ぜひ周知のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

そして、マンパワー不足の対策として、業務のDXの推進がよく言われています。庁舎

内での状況を見ていると、いまだ紙媒体の報告や記録保管が多いように見受けられています。庁舎内のDXを進め、職員の効率的な配置や、業務内容の再点検や再分配によって、スムーズな業務の遂行と負担の軽減を図っていただきたいと思います。これからのDXの進め方についてはどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、デジタル技術を活用して職員一人一人の負担軽減を図ることは大変重要であると認識をしております。今年度は、勤怠に関する管理と住宅管理に係るシステムを新たに導入し、業務の効率化を図ったところでございます。しかしながら、システム導入には多くの経費がかかり、導入後もランニングコストが発生するため、財政を圧迫してしまうおそれもあります。また、既存業務の中でDXの推進は業務量の負担を増加させてしまう可能性もあり、取組が進みづらいというふうなことも現状でございます。まずは、デジタル化を担うことのできる人材育成、それから業務の課題の整理等を進めながら、デジタル化によって負担軽減が図られる業務で費用対効果の高いものから随時システムの導入を行なっていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

そうですね。早急に導入しようと思っても、人材、経費、いろんな問題はあると思います。しかし、少しずつで結構ですので、うまく導入のほうをして皆さんの負担軽減につながるようお願いをしたいと思います。

仕事っていうのはえてして楽しいばかりのものではないことは、民間でも公務員でも一緒だと思います。ある職員が言われました。一生懸命やっても町民の方から怒られることが多い、だけど十に一つでも喜ばれたり、ありがとうと言われるときが、やりがいを感じてとてもうれしい気持ちになるときです。それが仕事へのモチベーションです。そんな気持ちで町民の方のために仕事をしてくださってる職員の方々に、自分の能力を伸び伸びと発揮できる、そんな職場環境を整えていただきたい、ぜひともお願いをいたします。

そして、3つ目の質問のほうに移ります。

水道問題における国への援助要請に関する質問です。都合により、2項目の質問をまとめて行います。

今回の円城浄水場での問題は、給水地域の皆様に大変な心配と不安を与えてしまい、議会の一員として、また同じ町に暮らす一町民としても心が痛むものでした。早急に対応すべく、岡山大学の協力の下、第三者委員会が立ち上がり、原因究明から今後の対応までの道筋が示されました。また、議会においても、町長と共に5月に環境省への陳情を行い、今後の対応への理解と協力を求めることができました。その中で、地元議員であり当事者である黒田議員が、実情を淡々と説明しながらも、地域住民としての心情を訴えていらして、本当に心を打つものがありました。そのことが、最初は反応が薄いように感じられた環境省の担当者の答弁を前向きなものに変え、全国規模での活性炭を使用した企業への調査への言及に至ったのではないかと感じました。

現在全国では約200か所余りの地点で地下水への混入が検出されているそうです。不名誉ではありますが、我が町が全国的な問題の検証と国への対応の問題提起を促したとも言えます。町長の英断で、地域住民の方々の要望に応じて早期にボーリング調査が行われ、この秋に予定している血液検査に向けての準備も始まっています。

令和5年度の決算報告で水道課より、有機フッ素化合物検出に伴い必要になった費用としてかなりの額を特別損失として計上されていました。これはあくまで給水活動や水道料金の補償などの短期的な費用であり、これだけでも人口1万人少々の小規模自治体である我が町にとっては単体での費用負担はあまりにも重いものがあります。国からは、下加茂から円城浄水場に向けて安定的に広域水道企業団からの水を送るための工事に伴う費用の補助金として1,275万円をいただいています。これから先も、送水管などの工事費用、血液検査も今回のみならず数年先までの追跡調査経費などの多大な経費がかかります。しかし、これは、経費がかかっても、地域の住民の方々のためにやらねばならない大事な事業です。そのため、町長をはじめ執行部の方々も、事業の見直しなど、でき得る限りの工夫をしてこられたと思います。しかし、これから先を見据えれば、国からの支援は絶対に不可欠です。今後とも、県とも協力しながら、環境省だけでなく、多方面に働きかける必要があるのではないのでしょうか。例えば、我が町が取り組んでいるデジタル田園健康特区、そのパーソナルヘルスレコード、それに個人の健康情報を蓄積する仕組みを通じて健康調査や血液検査データの蓄積を行えば、町内のほかの地域の住民のデータとも比

較しながら、長期間にわたっての体への影響の判定がより明確になります。それを担当省庁である内閣府にも働きかけるのはいかがでしょうか。

町長が支援要請の働きかけに並々ならぬ努力をしていらっしゃるのによく理解しています。でも、先々を考えると、大いに県とも相談しながら、今以上に様々なルートを駆使して今後も繰り返し繰り返し国に支援要請を行うことが、町財政を考える上でも重要なことだと思います。水道問題での対応の先陣を切る我が町が、全国の同様の問題を抱える自治体の見本、お手本となります。今後の対応についての考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

お尋ねの財源確保というような観点でございますが、言われたとおり、円城の関係では多額の費用がかかっております。その費用につきましては、発生して直に国のほうに私は要望に行きました。まずはこういうことが想定されるから、ぜひ国によりしく理解を賜りますということで、国庫補助等をつけていただきました。そして、大きいのが、事業の中で、国庫補助だけでなく、起債というものがございます。その起債も、最初難しかったものが、副知事等と一緒にお願いをしに行っていたら、この起債もつけることができました。ただ、その事業だけでなく、全く単町費でやらなければならないことがこれから多々ございます。そうした面は、県、国にお願いせざるを得ません。町には幸いなことに、今財政は危機的状況でもなく、安定した状況でございます。しかし、国にお願いしてしっかり国の立場としてこの水質問題は取り組んでいただきたいという思いがございますので、いろいろなルートで何回も繰り返してその必要性を訴えていこうと思います。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

大変ですが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

円城地区、ここは本当に昔から豊かな農産物と穏やかな人々のつながりがある住みよい地域だと思います。今回の水問題でのイメージが早く払拭され、以前のような落ち着いた暮らしが戻って、子どもさんやお孫さんが遊びに帰ってきたい、そして帰ってきて住んでみたいと思えるような地域であるように願っております。

最後の質問に移ります。

町民の防火意識の啓発についてお尋ねしていきます。

このお盆休みの間、3日続けて消防団の出動がありました。幸いどの現場も無事消し止められましたが、出動する団員の負担は大変大きいものがありました。団員は、スマホに火災発生を知らせるメールが入ると、自分の仕事を中断してでも、たとえそれが夜中でも、すぐさま自分の車や団の消防車で現場に駆けつけます。直近の3つの火事の状況を見ると、消火作業を開始して鎮火までの時間は約30分から40分でした。それくらいで済んだんだから大したことはなかったんだらうって言われることがあります。でも、決してそうではありません。消火用ホースの長さは1本が20メートル、重さは約5キロあります。猛暑の中、これを水利から現場まで何本も担いで運んでつないでいきます。足元が平らな場所ばかりでなく、急斜面だったり、水利から遠いため、100キロ近い重量のある可搬式ポンプを運んで中継することもあります。消火を始めるとホースには水の重さがかかるため、約40キロにもなり、強い圧もかかるため、大変な重労働です。そして、消火作業を終えて機庫に戻ってからも、さらに作業が待っています。水にぬれた重いホースをきれいに洗って乾かさなければなりません。これは翌日か翌々日に再び機庫に出向き、何本もの乾いたホースを巻き取って次の出動に備えます。消防車も、装備を点検し、いつでもスムーズに出動できるように整えておかねばなりません。その時間を含めると、たとえ消火作業は30分であっても、出動から解散までは短くても約2時間が必要となります。これが家屋火災ともなると、夜を徹しての残り火の警戒に当たることとなります。消防団は、言うまでもなく、皆仕事を持っておられます。家庭もあります。その自分の時間を割いて町民の安全を守るために黙々と働いていることを町民の一人一人にいま一度考えていただきたい、そう思って今回の質問にいたしました。

まず、令和3年から3年間の火災発生件数ですが、54件で、平均年間18件というところですが、ただ、本年1月から8月20日までに至っては実に19件もの火災が発生しており、年平均を既に上回っている状況です。原因で最も多いのが、野焼きです。確かに急傾斜地が多く、草刈りをしてもたくさんの草が畦畔に残ってしまいます。そのままだとモグラが住みついて穴を開けてしまうかもしれませんし、見栄えも悪い。かといって、かき下ろしていくのも重労働です。つつい焼いてきれいにしたいと思うのは皆同じかもしれませんが、しかし、一旦火をつけると、上昇気流が起こり、思ったより遠くに火を広げてしまい、たとえバケツに水を用意していたとしても、僅かな水では手に負えなくなってしまう

います。また、年齢が上がるにつれて、若い頃のように走り回って消すことも、自分が思っている以上に難しくなっているという現状もあります。

町の総務課や消防署、そして消防団からは広報紙や広報活動を通じて野焼きをする際は事前に届出をしてほしいと何度も何度も呼びかけています。呼びかけの効果か、平成30年の34件から届出件数は少しずつ増えており、令和4年度は81件、5年度は210件と伸びており、本年度は8月20日までに173件となっています。こうして見れば、広報活動の成果は上がってきているということでしょうか。しかし、逆に言えば、きちんと届出をされている方は十分な消火の備えをしているため、消防団が出動する必要がないとも言えます。担当課では事前の届出が徹底できていない原因についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、河上議員の質問にお答えをいたします。

今年に入りまして町内で消防団が緊急出動する火災が毎月発生をしております。町といたしましては、定期的に告知放送で火災予防啓発の放送をしております、消防団は消防車両で広報活動を随時行なっております。

御指摘の事前の届出は一定数の提出を確認しておりますが、緊急出動した現場につきましては、届出が提出されていないものが大半を占めております。

また、このお盆休みで火災による出動が相次ぎましたが、これらを含め、年末年始などの緊急出動は町外から帰省された方が火元責任者であることが多くあるのが現状でございます。これらを踏まえて、町内に帰省されている方に対して事前の届出を知っていただく必要があると考えております。

現在、町で行なっている広報活動等により、町内にお住まいの方にはたき火等を行う前に事前の届出が必要であることはある程度周知ができているものと考えておりますが、町外の方に対しては届出の存在を周知できていないというのが現状でございます。今後はこの方々に対して町といたしましても従来どおりの広報活動を年末年始やお盆などの時期に重点的に実施をするとともに、地域の方々に啓発の御協力もいただくことが重要であると考えております。

たき火ゼロを目指して、町外にお住まいの方に対して、また町内の方に対しましても引き続き消防団や地域の方々の御協力をいただきながら、しっかりと要望活動を働きかけていきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

広報活動のほうは、本当に地道な活動ですけど、重要な活動ですので、どうぞよろしくお願います。

そして、火災発生場所については、町の公式LINEを通じて皆さんの携帯のほうに位置情報が入ります。これに関しては、以前の一般質問の中で消防団員が発生位置の特定をしにくいというのがありまして、ピンポイントで何とか表示していただけないかとお願いをしたことがあります。その後、岡山市消防局との調整で発生場所がグーグルマップ上に赤いピンポイントマークで表示されるようになりました。これによって出動が非常にスムーズになったと聞いています。

これを踏まえてなのですが、事前の届出は電話でもいいのでしょうか、せっかくデジタル田園健康特区なので、きびアプリに事前届出のメニューを加え、位置アプリと連動させて、実施者と場所を簡単に届出ができるような仕組みはできないのでしょうか。家屋と違って家から離れている田んぼや山林の位置は伝えづらいですが、位置アプリでなら、GPSを使うので、より簡単にできるのではないのでしょうか。このことでアプリの利便性が周知され、万が一消火の必要があるときにもスムーズに位置の特定ができます。これに関してはいかががお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、お答えをいたします。

本町は、御承知のとおり、消防事務は岡山市へ委託をしております。したがって、御質問の届出は、岡山市火災予防条例及び岡山市火災予防規則にのっとり消防署へ提出する書類でございます。火をつける行為を行う前日までに書面で提出することが原則ではございますが、簡便な手続の方法といたしましては、出張所へ電話連絡での届出も現在可能

となっております。

きびアプリを利用してという御提案でございます。当アプリは、現在、岡山市との接続ができていないのが現状であります。また、新規のシステムを導入する等の必要性が出てきますので、費用対効果を含め様々な視点から、簡便な運用、また便利な運用ができるよう、仕様について研究をしてみたいと思います。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

合併前、賀陽町では火災があった場合、近隣の住民や消防団に対して迷惑をかけたことと協力のお礼を兼ねておわび放送というものをしていました。合併後は諸事情でなくなつたと聞いております。私は賀陽地区の出身で、はるか昔、まだ中学生の頃ですが、祖父が野焼きをされていて風で火が広がってしまい消防団の方々にお世話になったため、夜、父がおわび放送をしたことがあります。子ども心にも申し訳なさど恥ずかしさでしょんぼり聞いた覚えがあります。そして、火の扱いは慎重でなければならないこと、火事を起こすと多くの方に迷惑をかけることを学びました。このことから、おわび放送はある意味心理的な抑制効果があったのではないかと思います。日本人独特の恥の文化と言えば大げさですが、もし自分だけで手に負えなくなって消防団に消してもらうような事態になったら放送しなければならなくなる、それは恥ずかしい、そう考えて一旦立ち止まって考えるきっかけになるのではないのでしょうか。あるいは、十分な備えをしてから行うようになれば、もっと火災件数は減るのではないのでしょうか。おわび放送という言い方が適切でないと言われるのであれば、協力に対するお礼放送で結構ですので、ぜひ導入していただきたい、消防団員の方々からもこの要望はあります。彼らに代わって強くお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

合併前の旧賀陽町では、取決めではございませんが、自主的におわび放送が行われておりました。議員がおっしゃるように、心理的な火災抑止としては十分効果はあると思いま

す。しかし、現在は、放送することで個人が特定されてしまいますので、誹謗中傷につながってしまうなどのリスクが懸念をされます。今後は検討いたしますとともに、引き続き広報等による予防活動の強化を重点的に行なってまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

火災予防、これは自分だけでなく、近所の方の財産も含めて全て大事な財産を守るための重要な活動です。また、命も同じです。どうか消防団の方に頑張っていただきたいと思っておりますし、町民の皆さんの心がけも本当に大切なことだと思っています。消防団員は町民の方のために一生懸命に働いてくれています。火事での出動だけでなく、防火のための広報活動、日頃の整備、点検、各種の訓練、救命救急講習の実施など、いろんなところで地道な活動をしてくれています。私は、彼らの働きに敬意を払うとともに、大いに感謝しております。消防団や女性消防隊の活動に報いるためにも、町民一人一人が十分に注意し火災予防に留意されることを心から願っています。また、行政のほうからも装備や施設、待遇面などで手厚くサポートしていただけるようお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

1番、日本共産党の日名義人です。私にとっては最後の一般質問になろうかと思っておりますが、そのために質問内容もいろいろ迷ったんですが、今日の農業問題、それからデジタル関連の問題、2点に絞って通告いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

1つ目は、本町の持続可能な農業政策に関連しての質問です。

当該課題を考えるときに、まず直面している農村地域の後継者難と高齢化、過疎化は、これは旧農業基本法、これは1961年、このときから農産物の貿易自由化、これが大きな課題となりました。次に、食料・農業・農村基本法、これは1999年、当時GATT、WTO体制、これに対応するということで、要するに今の言葉で言えば、貿易の一層の自由化、こういうのに対応するということだったと思います。しかし、そういう農政の内容

は主に規模拡大と効率化、これが中心でした。その結果、一体どういう状態が生まれたのか。耕地面積が全国で約609万ヘクタールだったものが、現在430万ヘクタール、200万近くも減った、こういう状況になっていますが、しかし農業は農村の基幹産業で、食料供給、国土保全、環境保全、もっと言えば、伝統文化の継承の役割、吉備中央町を見ても、これ以上その後退があってはならない、このように思っているんですが、町長、まずこの点での共有はできるでしょうか、認識の。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、1番、日名義人議員の御質問にお答えをさせていただきます。

旧農業基本法は、戦後の高度経済成長とともに広がった農業と工業の間の所得間格差を是正するというのが最大の目的であったろうと私は理解をしております。この法律によって、農業の構造改善政策や大型農機具の投入によりまして、日本農業の近代化は進みました。結果として、生産性を飛躍的に伸ばすことと農家の所得を伸ばすことには成功をいたしました。しかし、大部分の農家が兼業化したことや農業の近代化政策による労働力の大幅削減で農村の労働力が東京や大阪など多くの都市部に流出をいたしまして、農業の担い手不足ということがこのときに引き金になったのではなかろうかと思えます。そして、食料自給率の低下の要因にもなったのではなかろうかと思えます。

今回の食料・農業・農村基本法の改正では、その基本理念において、人口の減少に伴う農業者の減少等が生じる状況においても食料安全保障の確保の前提となる食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならないというようなことを書かれております。そして、農村で農業が継続して行われることにより、水田は雨水を一時的に貯留し、そして洪水や土砂崩れを防ぐというようなこともあります。そして、多様な生き物を育む、そしてまた美しい農村の風景は私たちの心を和ませてくれるというような大きな役割を果たしております。こうした農業、農村の有する多面的な機能はお金では買うことができないものであると私は評価をしております。

議員御指摘のように、農業は食料供給だけではございません。しっかりと国土の保全、環境保全、または伝統文化の継承等の役割を持っていると私は認識をしておりますので、多分議員さんと同じ考えだと思えます。

○議長（難波武志君）

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

ほぼ町長と共通の認識を持つことを確かめられたというふうに思います。若干、近代化、こういう傾向の中で出てきた一つ一つのことをどう見るかって、これは個々の問題として置いて、結果として今の状態に対する対応というのが、この共通認識の上に検討していく、研究の対象にもなるということだと思います。

ところで、今回の改正食料・農業・農村基本法、これも基調は、大規模化、効率化、変わっていないと思います。もちろん現状に対して一定の対応をとっている提起もしていますけれども、基本は変わらない。そこで、これまでの過去の国の農政下の本町ではどうだったか、このことを聞きながら、これからもその基調が進むとすれば、一層その心配が進まないかというふうなことも確かめたいと思ひまして、3点お聞きしたいと思ひます。

担い手への農地集積、これは目標も設定されましたし、それに対して実績もほぼ明らかになってきていると思ひますが、それを主に施策として展開してきたのが農地中間管理機構の仕事でしたから、このあたりの現状等をできるだけ正確に教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、質問にお答えさせていただきます。

現在の本町における農地の担い手の集積目標は17%に対し、実情は16.5%で、国が掲げる目標値の80%には遠く及んでいないのが現状であります。これは、中山間地域における農地集積の難しさを表している数値であり、本町のような中山間地域の実情を反映しないまま国が目標を掲げたことに対する結果であると言えます。

また、農地の貸し借りを伴う利用権の設定面積は330ヘクタールのうち、農地中間管理機構を通じた契約は58ヘクタールで、その割合は18%と低調な状況です。

○議長（難波武志君）

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

今の数字を聞かせてもらっても、実際には中山間地域では必ずしも東北地方のような大

きな平原の地域と違う結果にならざるを得ない、こういうのが現状だ、でもそのことで生まれているいろんな問題が、中山間地が逆にマイナスの条件がはね返ってきて今の実情を生んでいるというふうに思います。私はそのことが、中山間地域等直接支払制度、これが5期目が終わって6期目にこれから移ろうかとしてのわけですが、その直接支払いの補助を受けながらも、さあこれが6期目に向かって続けられていけるかどうか、非常に微妙な状況も一方では感じています。そういった意味で、この移行に関する地域でそれぞれこれから地域政策もつくるのが提起されていますが、農林課の担当者も各団地を回ってずっと聞いて回られましたしということも知ってますので、そのあたり現状どのようにつまわれているかを教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、質問にお答えいたします。

令和2年度からスタートしている第5期対策中山間地域等直接支払制度も今年度で一区切りを迎え、来年度からは第6期対策が新たに始まる予定です。令和6年8月2日に中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会が国において行われ、その会議の中で第5期対策最終評価が発表されました。その最終評価の中で、次期対策での取組方針として、1、複数の集落間や外部組織との連携推進、2、スマート農業の導入など効率的に農業を持続できる環境の整備、3、将来にわたり耕作すべき農地を明確化、4、農地利用の将来像を描く地域計画との調和、5、事務負担軽減に向けた対策の5つが示されました。町としても、次期対策の具体的な取組内容が公表され次第、集落協定の皆さんに情報提供を行うとともに、話し合いなどを実施して地域計画の作成と次期対策に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

地域計画をどういう内容でつくっていくか詳しい説明がありましたが、問題は、その地域計画が今までの団地ではできないから、隣と連携をして規模を拡大してとかという提案はある程度参考にできるかもしれませんが、実際に町内の各団地を見てそうそう連携がス

ムーズに進むところばっかしではありません。むしろ、困難なところほど孤立しやすい、これが実情だと思うんです。とすると、この地域計画も、担当者から見てしっかりとしたものがどんどんつくられていく、そういう状況には私はつかんでおられないと思うんですが、その辺の実情をもう少しリアルに聞かせてほしいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、認識は同じ認識を持っています。吉備中央町は、協定として176協定あります。大きいところあれば、小規模なところもあります。それを地域計画の中で集約するという必要はあるかと思うんですが、各地域、協定の情報を収集しながら農林課としては提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

追っかけてこんな言い方は担当者のブレーキになるかもしれないんですが、非常に困難な状況も想定できるということを含んだ答弁だったと思うんです。そういった地域も含めて吉備中央町の農村集落をどう守っていくのか。だから、この中山間地域等直接支払制度、それは大きな役割を果たしてるんですが、これ以上条件がつけばもう団地は解散ということにもなりかねない、そういう危機感も一方では持たざるを得ない状況だというふうにいるんです。

それから、最初の質問のときに漏らしたんですが、担い手への土地の集積、実は毎年計画を出しますよね、農林課のほうへ。そのときにその土地を誰が耕しているかということもその中にメモとして伝えることになってますが、これは農地中間管理機構とかそういう公的なんじゃなくて、個々のやり取りでも耕作、依頼をして作ってもらってるというふうな状況は相当広がってるんじゃないかと思うんですが、そういう状況も踏まえた意味での実態をどのようにつかまれているか。これは集計とかということにはなかなかならないかもしれませんが、でもそのことで、ある意味では今田んぼが頼まれてやってる、でもそれには限度がある、さらにその先はということと地域計画との関係が今本当に見通せんしん

どさがあるんじゃないか、そういう認識なんです、そのあたりどうでしょうか。どう考え、評価されてますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

営農計画の中でそういった記述も、記述というか、そういうことを提出してもらった営農計画書の中にあります。はっきりした数値、集計というのは取れてないんですが、議員御指摘のように、そういったことも集計して実情の把握ということは進めていかないといけないと感じております。そういうふうに進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

さらに、付け加えて非常に申し訳ないんですが、これから名称と名前を言います。加茂川地区のJA資材センターが販売高を、また何戸がどれだけ出荷してるかというような、ちょっと聞いたんです。そしたら、こんな答弁が返ってきました。つい最近手に入ったものですから、農林課にもお伝えしたんですが、数字を言います。ハウレンソウ2、シュンギク2、白菜5、キャベツ5、ナス3、桃5、ブドウ40、花10、米は320、これはJAを通じて出荷している戸数なんです。数字を聞いてびっくりしました。ハウレンソウはたった2、シュンギク2、出荷してる農家が、これは農協を通じて市場出荷、系統的な契約を含めてなんでしょうけども。

じゃあ、圧倒的なほかの小規模農家は一体どこに作った生産物を販売して一定の収入を得てるのか。多分、見えてくるのは道の駅、加茂川であれば加茂川ふるさと交流プラザ、もちろん賀陽側にも道の駅はあります。さらに、岡山地域ではJA岡山のはなやか店、これが数店舗あります。そして、最近は大満屋系のハピーマートなんかにも出荷されてる人が出てきています。でも、大きな量じゃないんですね。自分で持っていくというのが大半だと思います。もちろんはなやか店、幾つかの業者は吉備中央町まで取りに来てる場所もあるんですが、そうなるとうるさく取られるんです。2割を超えます。というふうな状況の中で小規模農家が頑張っている、これも実態だと思うんです。

ですから、そういう実態をしっかり踏まえて、これからどう町を挙げて吉備中央町の農業あるいは農村を守っていくのか、その展望をどう開きながら新規就農者をどうやって増やしていくのか、これが非常に重要な、深刻な課題だ、でも避けていったら町が先細っていくのに拍車をかけてしまうということなんで、そのあたりについて聞いていこうと思います。実は6月議会に答弁で農林課の課長さんが今までの米農家に続く大小農家の振興策の確立が必要であるという答弁をされました。私は、その答弁は、必要だということを確認ということは、これから本気でこの振興策をつくっていこうという問題意識をしっかりと認識された、そういう意味ではスタートの一步になると期待感も持たせてもらいました。そういう意味でいろいろと聞いていきたいと思うんですが、町独自の米農家支援政策もこれまでしてきました。私は、これを大きく評価してるんです。そのことで少なくとも米農家、先ほどの数字でも、加茂川域でも米農家、農協を通じて出荷してる、320、一番多いんです。だから、大きな励ましになってると思う。全体で見てもそうだと思うんです。そういう意味で、まずふるさと米、頑張る農家応援事業等の施策、これまでやってきたことをどう評価されているか、まずそこから聞こうと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えいたします。

農業資材の高騰など厳しい営農環境の下、国の進める大規模で効率的な農業の推進とは別に、本町においてはふるさと米事業や頑張る農家応援事業などを通じて、小規模農家、兼業農家も切り捨てることなく、本町独自の政策として、他の地域にはない支援を行なってまいりました。しかしながら、農業を取り巻く環境はなお厳しく、高齢化による農業の担い手は減少の一途をたどっており、本町の農業を取り巻く環境が目まぐるしい変化を続けています。そうした環境の変化にも対応するため、ふるさと米、米農家応援策に次ぐ生産意欲を高める新たな政策を検討していくことは急務であると認識しております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

スタート点は、だから共通で認識できたということですが、さあそうするとその再建策

をどうつくっていくのか。少なくとも米農家に対しては町の応援策がかなり励ましてきて
るということですから、それを米農家だけでなく、もちろんほとんどの農家が米を作り
ます。と同時に、地形によったら、集落によったら、どうしても畑等に依拠した農業をや
らざるを得ないというところも多いわけですから、そういったところほど実は、先ほどの
数字を提供もしましたが、本当に農協が頼りない状況になってますから、改めて町の役割
というのは大きいわけです。という意味で、これからどういう施策を町は考えなければな
らないのか。

私はいろいろ御近所の農家の方と話すチャンスがありますが、正直に言いましたら、も
う諦めた感じになってます。まあ、わしが生きてる間に田んぼや畑を何とか維持したらえ
えわぐらいに、後はおらんのだからという会話が非常に多いんです。

そういう中で、いや、町もこれだけ小規模農家にも応援しようとしてくれてるじゃない
か、頑張ろうじゃないかと言えるような状況をぜひつくりたいと、そういう意味で問題提
起してます。何とか大小農家を励ますような、実はどういうことを励ましてくれたらもう
少し頑張れるか、農家の願いをまずつかむことが必要だと思うんです。それが実は地域計
画なんかにも、先ほどの中山間地でも生きていくだろうし、それから国が当てにならない
ということになれば、町独自でふるさと米のような、答弁どおり、それに続く施策を具体的
に提起していく必要がある。例えば、先ほども言いましたが、ハウレンソウからずっと作
ってきたものを必死で消費者に届ける努力をして、それがどうやったらもっと支援でき
るのか、じゃあその仕組みに頼りながらちょっと挑戦してみよう、移住者の人たちもそれに
乗られる可能性はあるということで、農家が参加しながらこういう再建策を検討してい
く、そういう段取り、これからの計略、展望、これは農林課が主導権を握ってやっていか
ざるを得ないと思うんです。もちろん農業委員会もそんなようになるとは思いますが、そう
いった意味で、農林課、要するに町の果たす役割、そして農業委員会の役割、僕はいつも
関係農業機関との協力も、提携もというふうな答弁をよく聞きますが、いかに農協が、悪
いけれども、実態的に当てにならない状況になってるかという証明もさせてもらったん
で、そのあたり本当に町が主導権を握ってしっかりと頑張っていく、そのこれからの方向
性についてどう考えておられるか、お聞きします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、吉備中央町における新たな農業振興施策の作成については様々な視点からの意見が必要であると認識しております。そして、意見を集約し、新たな農業振興施策を作成する段階においては、農業委員会や自治体など、それぞれの団体が役割を明確にして臨む必要があると思います。引き続き丁寧に住民の声を拾い上げていき、JAなど関係団体と共に連携を図りながら、この課題の解決に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまから11時まで休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、日名義人君の一般質問を続けます。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

先ほどの農林課の課長の答弁で、基本的には提起を受けて頑張っていくという、そういう方向での答弁でしたが、私はもう少し農家の意見も聞いていく、取り入れていく、それを農業委員会等も一緒になってということですが、その段取りをもう少し具体的なものを本当はお聞きしたかったんですが、その段取り等また聞く機会があればぜひ明らかに聞かせてほしいと思います。

それからもう一つ、食料・農業・農村基本法の中でスマート農業が大きな課題というか、展望を開くというような言い方になっていますが、本当に吉備中央町でスマート農業が展開することで抜本的な展望が開けるか、そういうことでもないと思うんで、そういうことと、それから農家の皆さんの切実な願いとどう結びつけることができるのか、これも問題点を明らかにする必要があると思うんです。この2点、感想でも結構ですので、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

三高農林課長。

○農林課長（三高昌之君）

それでは、質問にお答えいたします。

スマート農業はロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のことで、国は今後の基幹的農業従事者の減少下において従来の生産方式を前提とした農業生産では農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できないことから、そうした状況下においても現在の生産水準を維持するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進める必要があるとしています。

本町においても、従来の生産方式では限界に来ているとの認識の下、新たな技術革新とそれに伴う効率化は必要不可欠であると考えています。ただし、現在国の進めているようないわゆるスマート農業では本町のような中山間地域の抱える問題を直ちに解決することは難しいとも認識しており、今後も本町の実情に沿うものについて研究を進めてまいりたいと考えています。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

ぜひ今言った点をしっかりと踏まえて展望をつくっていくという、そういう方向で、あまり国の方針を機械的に受け取るんじゃなくて、独自に吉備中央町で振興策をつくっていくし、みんなで実践していく、そういう状況をぜひつくっていけたらと思います。

2つ目の質問に移ろうと思います。

2つ目の問題は、政府がデジタル田園都市国家構想、これは地方課題の解決ということが大きな目標になっています。町長も、まちづくりの重要課題というふうに6月議会で表明されました。私はこの掛け声がこの農村集落、私たちの暮らしてるこの場面に置き換えたときにどうなるのか。というのは、先ほども言いましたように、農村集落の先細りに対する不安というのは、実は農業の衰退が根本にあります。そして、それが集落の限界をつくり出しているということになってるわけですから、デジタル化、これはツールだというふうに繰り返し説明を聞いていますが、そのツールを駆使することで本当に、デジタルツールを駆使するというのは、今提起しましたが、いわゆるスマート農業的なやり方でこの中山間地の農業が復活できるわけがないというふうに私は思ってますので、そういった意味でも、デジタル化がこの地域課題を抜本的に解決するということにはならないというし

っかり認識を持ちながら対応していくっていうことが大前提にならなければならん。少なくともこのデジタル化の大きな狙いは、まず狙いの中心は、いわゆる成長産業として位置づけている、産業としてという、市場化ですよ、それが目的になっています。これは、それが自治体の行政に適用されたらどうなるかということになると、自治体の持っている諸事業等の財産が民間へ次々と明け渡していくというようなことにならないかということをお私には危惧しています。一つ一つのサービスがより効率化していくとか、利便性はあるけれども、それが産業化によって実現していく、ここに地方自治体の機能が明け渡されていく、形骸化されていくという懸念も一方では持たざるを得ないということをお言おうとしているわけです。そういった意味で、私は幾つかのことをこれから聞いていこうと思います。

まず、特区事業は、その対象が、TYPE 2、3、医療・福祉、暮らし、こういったところの利便性をどう実現していくかということになっていると思います。その具体的な展開は、きびアプリを入り口にする、これが窓口になるわけです。そして、この入り口に入ったら、ドアを開けて入ったら、インクルーシブスクエア、コンシェルジュがその中においていろいろと世話を始める、そして世話をしてそのときにいろいろなサービスが提供されますが、民間のものをサービスするという対象にもなるんでしょうけども、この中には行政サービスもその対象になっています。それが福祉であり、医療であり、いろいろな暮らしの問題、そしてとりわけ困り事という形でくくられているサービス、それに対するサービスというのはまさに自治体が背負っていく部分が非常に大きいわけというふうには私は受け取っています。そういった意味で、これを、この構造を、町長が言われるように、周知徹底すれば、本当に隅々まで全住民が公共サービスを受け取ることができるような状況がつかれるのか、私は一定の疑問を持ちながらこの質問をさせてもらってます。

まず1つ目に、特区事業のサービスの1つ目は、EV車の、新山で実験した、この失敗がありました。これはなぜそんなことになったかを一言で言えば、民間業者が主導になって机上で計画したことを機械的に当てはめた、ところが本当に住民の願いだとか地域の実態をしっかりと踏まえている役場の機能はそこには発揮された、そういう姿が見えなかった。そのことも指摘して、もっと役場職員、役場機能の発揮をということを強調しましたが、そのことがまずどのように具体的に今、町内で進んでいるのか、その体制あるいは内容等について聞かせてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、1番、日名議員の御質問についてお答えいたします。

デジタル田園都市推進事業を行政内部からの新たなアイデアや改善策等を引き出すため、現在職員を対象としたプロジェクト共有会議のほうを立ち上げております。今年度は当該事業の、先ほど議員のお話にもありました、目玉でありますきびアプリの内容の共有や追加すべき機能等について協議のほうを行なっており、一例を述べさせていただきますと、きびアプリの中に家族の健康情報の閲覧機能の追加、また町の情報内への情報項目の追加、吉備ケーブルテレビによる周知、各課における会議での周知などを考えておるところでございます。

本事業につきましては、行政主導で行うためにも、引き続き職員による協議検討を重ねてまいりたいというふうには考えております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

そういう改善の取組が具体的にはどういう仕組みで進んでいるのか、もう少し体制も含めてお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました職員の情報の共有会議、こちらにつきましては、全職員を対象に、きびアプリ、それから本町が進めておりますデジタル田園都市国家構想の交付金事業の関係、それから併せまして健康特区の関係につきましても、もう一度皆様に状況を周知して共有をさせていただきながら、そうした中で町民へのサービスの入り口となるきびアプリについて、どういうふうなサービスがきびアプリの中にあれば町民の方がもっと便利に利用していただけたらとかそういうふうなことも、企画課だけでなく、町職員全体として意見をもらいながら、よりよいものにしていこうということで、こういう共有会議のほ

うを立ち上げて今進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

というように、新たな取組が進もうとしている。でも、それはインクルーシブスクエアのほうにどういう形で反映していくんでしょう。推進協議会の中に、去年の11月に役場も参加することになりましたよね。それは知ってますよね。具体的に、例えばきびアプリ云々で改善策を提起した、それはどこで論議されて改善されていくのか。単なる役場からの意見提起で終わるのか、それがちゃんとテーブルにのって解決されていくのか、これが一つです。まず、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

この共有会議で出た職員の提案、意見等については、今度実際にきびアプリの利用促進のほうを行なっている事業者のほうにしっかりとそういうところもお伝えしながら、じゃあそれをどういうふう実際にきびアプリの中に入れていくかというところは、この事業を推進しております有限責任事業組合、LLPとの協議の中でもその辺を説明をさせていただきながら、どういう形がいいかというところも併せて議論をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

とすると、役場の中で本当にそうだというような提案がなされる、それを期待するとして、それがどういう形で本当に生かされるのかというその保証は僕はまだちょっと見えてこない、疑問を残しておきたいと思います。

そして、実はこの入り口から全住民、町民が中に入っていけるのかどうか、取り残される人たちも出てこないか、または初めからその入り口を警戒する人もいるんじゃないか、いろんな形で必ずしも町民がその入り口を安心して使えるという状況というのは、いろん

な意味で、デジタルということで抵抗感もある人もいるでしょうしというふうなこともあって思うんです。そういうときに役場を頼って役場に相談をする、こういう仕組みも要りますよね。きびアプリをしっかりと周知徹底すること、みんなに分かってもらうこと、それはそれとしてやるにしても、それにたどり着けなかった人たちにどう目注げるのか、どう対応していくのか、そこのところもしっかりと提起していかなかったら町民に対して公平公正なサービスを提供ということにならないと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられたきびアプリの実装後、町の広報紙や町公式ホームページなど様々な媒体を通じて広く周知を重ねてきてるところではございます。また、きびアプリの登録が難しい方につきましては、インクルーシブスクエアのスタッフが自宅まで出向いて登録の支援を行っております。こうしたことを引き続き継続してまいりたいというふうには考えておるところです。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

そういう努力をされてる姿も知っています。訪問されてることは知ってるんですが、実はデジタル化に対して抵抗感も強いし、一遍聞いても次の日はもう忘れる、僕もそうなんですというふうなことで、万人の、町民全体の道具にはなりかねないんじゃないかという疑問も残ってるんです。そういうときに、最後は役場が頼りだという、そのこともしっかりと伝えなかったら、便利だけが宣伝されるけども、さあそれができなかったときはどうなるのか、そういう問題が残り続けられないかということを指摘して、また答弁をお願いしたいんですが、ということを私は危惧しています。

そして、もう一つは、理屈的に言えば、そういったところは地方自治体が福祉増進、本旨としてやらなければならない、そのことを実は全体として自治体は責任を持つてると思うんです。いろいろな方法でそれを実現する、民の力を借りる、それはそれで便利になれ

ばそれでいいわけですが、しかしいろんな階層の人、いろんな出自が住んでいる町ですから、その辺の地方自治体の本来の業務、責任を最後まで全うするという立場に立って対応していく必要があるんじゃないかという基本的なところを併せてお聞きしておきたいと思えます。

それから、時間がもうなくなりましたので、続けて言ってしまうのですが、実は私は新山のEV車の件を見たときに改めて思いました。業者の人たちがしっかり考えたつもりだったんでしょうが、農村は地形が違うとかという客観的な条件も違いますが、実は消費生活が中心じゃないですよ。生産、農業もするし、そして暮らしもする、消費もする、そういう地域なんです。吉備中央町でも、例えば吉備高原都市に住んでる人たちというのは、吉備高原では主に消費生活を中心に暮らしをされてると思います。ところが、農村地域では、百姓をしながら、農業をしながら日々生活してるわけです。そこからの発想でいろんな必要なものを手に入れたい、それにどれだけデジタル化のサービスがツールとして提供できるのか、そういう視点がどこまで生かされているのか、私は改めて推進協議会の中でも大きな問題点として論議を重ねていってほしいなというふうに思えます。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

議員御質問の関係ですけど、本町の強みである自治組織との連携におきまして今後もその部分については重要視していく所存でございます。人口減少により自治組織機能が薄れていく中、日頃の困り事相談機能を持つ本事業サービスと掛け合わせることで、新たな課題解決のスキームを探っているところでございます。転換点を迎えている本町の地域福祉の在り方とも歩調を合わせつつ、デジタル技術を活用したサービスの提供による課題解決を見いだしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

説明を全面的に否定するわけじゃありません、そういう姿勢を貫き続けてほしいと思う

んですが、最後に一言だけ、実は私の近所にあるお年寄りがおられました。朝起きて一番に、車椅子じゃなくて、椅子付き手押し車ですかね、これを押しながら、何をしておる。ぐるっと田んぼや畑を、自分が作ってる、これを見て、ほいで帰ってきて、そしてみそ汁を作って朝飯を食べる、それが終わったらまた畑に行って草取りをする、そうやって元気を保ちながら、そのできたものを少しでもみんなに消費してほしいというのである程度出荷も頑張っておられる、こういう生きがいを持って過ごしておられます。私は、そういう人たちをしっかりと励ましていくということと併せて、そういうツールがあることで新たにそのことを利用して農業もできる、そういった面にしっかり目を向けた取組ができることをこのデジタル化に向けて大いに期待したい、それを提起してほしい、上からの目線での押しつけがなかなかみんなに浸透しないというのは、私は実態と提起してることの矛盾も一方ではあるんじゃないかと思っているということです。

以上で基本的には私の質問は終わります。

○議長（難波武志君）

これで日名義人君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

10番、渡邊です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問します。質問形式は、一問一答です。質問は、大きく2点、特別支援学校高等部の自力通学についてとマイナンバーカードの活用についてです。

質問の前に、少し放課後児童クラブでの今年の夏休みの子どもたちの様子についてお話しさせていただきます。

この夏は異常に暑く、外にも出られず、体育館でも遊べない日々が続きました。熱中症の心配を常にしながら、クーラーの効いた部屋で過ごすことしかできず、遊ぶにはスペースに限りがあり、多くの子どもたちが伸び伸びと体を動かす遊びができませんでした。子どもたちも思い切り遊べないストレスを抱えていたようにも思いましたが、その中でも工夫をしながら何とか無事に夏休みを終えることができました。来年度からは新しい児童クラブの建物で過ごすこととなります。新しい環境で子どもたちが安心・安全の下、児童クラブで健やかに過ごせることを期待しています。

それでは、質問に入ります。

まず1点目、特別支援学校高等部の自力通学についてです。

岡山県内の特別支援学校は、小学部、中学部、高等部とあります。寄宿舎がある学校と、ない学校もあります。吉備中央町から支援学校に通うに当たっては、全県区の学校もありますが、旧賀陽町と旧加茂川町では学区が違います。旧賀陽町では、県立倉敷まきび支援学校に通学することになります。ここには寄宿舎がありません。スクールバスの停留所まで保護者が毎日送迎します。2年前まで吉備中央町から倉敷まきび支援学校に通学するには、バス停が町内にはなかったため、高梁まで送迎しなくてはなりませんでした。保護者の負担もかなり大きかったと思います。吉備中央町障害のある子どもを育てる親の会と一たいむと山本町長との意見交換会をさせていただきましたが、そこで町長のほうに何とかならないものだろうかと要望させていただきました。早速町長が動いてくださり、そのおかげをもちまして、昨年4月から吉備中央町にスクールバスの停留所ができました。高梁まで送迎しなくても、町内からスクールバスに乗って通学できるようになりました。保護者の皆さんの負担が少し軽減されました。実際に送迎されている保護者の方は、皆さんとてもありがたいと言われていました。しかしながら、喜びもつかの間、次の課題が出てきました。その毎日通学で利用するスクールバスですが、高等部の子どもは基本自力通学ということで、スクールバスには乗れないのです。小・中学生の座席を確保した後、座席に余裕があれば、例外的に高校生も乗車できることはあるようです。しかし、これは、必ずではありません。それも、確定するのは新年度の小・中学生の状況が確定した後になるので、年度末ぎりぎりになるのです。子どもの通学方法が決まらなると、保護者の仕事にも影響が出てきます。

現在新聞でも高校生のスクールバス利用に関して見直しを求める署名活動の記事が取り上げられています。障害のある子どもの義務教育終了後の支援についてです。県教委特別支援教育課は、通学を通して社会参加の力を育む教育的側面があるとしているようです。社会に出ていく準備として理解できる一面もありますが、しかし重度の障害を持っている子どもの保護者からすれば、それは詭弁にすぎないような気がします。障害といっても、軽い子もいれば、重度の子もいます。重度の子どもに自力で通学させるということに無理があるのではないのでしょうか。中学部までスクールバスで通学できていたものを急に乗れないとなると、もしかしたら通学を諦めざるを得ないという決断に迫られる可能性も出てくるかもしれません。通学だけではなく、学校自体も諦める状況も考えられます。吉備中央町からもたくさんの子どもの支援学校に通っています。来年度からスクールバスに乗り

ないかもしれないという現実には不安を抱えている保護者もいらっしゃいます。過去、高校生になっても例外的にバスに乗ることができた子どももいますが、そのときには町内から通っている子どもがほかにはいなかったということもあると思います。現在は全体的に小・中学生の増加と町内から通学している子どもの増加もあります。今後この問題が毎回浮上してくるわけです。自力通学の方法を考えても、地域差はあると思いますが、吉備中央町はかなり負担が大きく、厳しいと思います。保護者個人で取り組むにも問題が大き過ぎます。

7月に開かれた自立支援協議会と町長とのおへそミーティングでもスクールバスの件についてお話しさせていただきましたが、その後、何か動きがあるでしょうか。そのときにも署名活動の話はありましたが、ここまで大きな動きになっているのは、それだけ保護者の思いが強いと言えます。

文部科学省によれば、スクールバスの運用は各自治体が決められる仕組みとなっています。障害があっても学ぶ場を失わないように、吉備中央町としても何かできることはないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、10番、渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

この特別支援学校の高等部への自力通学につきましては、町の障害者支援に関わる施設や事業所で構成をしています自立支援協議会と懇談会、おへそミーティングにおきましても取り上げられた件でございます。

特に重い障害の方の自力通学につきましては、本人、保護者の御負担が大変大きいというふうに私も理解をしております。また、吉備中央町から公共交通機関を利用して通学することにつきましては、現段階ではなかなか困難というような認識も持っております。

言われたとおり、倉敷市で署名活動が行われております。県内の市町村におきましても、同様の課題であると認識をしております。このことについては、県サイドはなかなかいろいろな要因、原因を理由に、前向きな回答がどうもなされておられません。私が考えるのは、唯一の課題は予算だけです、県の。その予算を県がつければいいことです。そのように私は理解しておりますので、町村会でしっかりと、一吉備中央町でなくて、町村会、

また市長会でタッグを組んで、この予算を県がつけなさいと、困ってる方が多くおられると、つければ解決するでしょうというような強い要望をしていきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

今、町長からの答弁でとても力強いお言葉をいただき、本当に期待したいところであります。ぜひとも近隣市町村との協議や町村会、県等への働きかけなど、しっかりできることをしていただきたいと思えます。この吉備中央町に住み続けながら、障害があっても安心して学べる、支援学校に通学できる環境の確保につながることを心から願っています。ぜひお願いいたしたいと思えます。

次に、マイナンバーカードの活用について質問します。

まず初めに、マイナンバーカードの申請率と交付率についてお尋ねします。

令和4年12月議会でも質問していますが、そのときには令和4年11月30日現在で交付率が55.2%との答弁がありました。それから2年近くたちましたが、現在の状況をお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、10番、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの申請率と交付率についての現状でございますが、令和6年5月1日時点の吉備中央町のマイナンバーカードの申請率と交付率でございますが、8,556名の方が申請され、人口に対して81.4%となっております。また、交付率でございますが、8,301名の方に交付しており、人口に対して79.01%となっております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

申請率が81.4%、交付率が79.01%ということは、交付率は2年前から比べると約20%増ということが分かりました。

そこで、次にマイナンバーカードが健康保険証としてひもづけできますが、その点についての現状はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

お答えします。

健康保険証へのひもづけについては、マイナポータルというインターネットのサイトを使用して行うことができます。役場の窓口でマイナンバーカードを持ってきていただくことでひもづけの支援をさせていただいております。また、スマートフォン、タブレット、パソコンなどを使用し、御自身でひもづけを行なっている方もおられます。そのほかにも、医療機関、薬局においてもひもづけできるようになっております。

保険証へのひもづけについてでございますが、先ほど申し上げましたように、様々な形でひもづけが可能となっていることから、町内のどれだけの方がひもづけしているかの数値につきましては、国からの市町村ごとの数値が公開されていないため、本町の数値は把握できていないのが状況でございます。しかしながら、全国数値の状況はデジタル庁のホームページに公開されており、6月30日現在、全国でマイナンバーカード保有の方に対しては79.4%の方がひもづけされております。

以上です。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

私もたまたま保険証を受診するのに持参し忘れていたときに、マイナンバーカードを持っていたので、病院からの勧めで健康保険証にひもづけをしたという経緯があります。

先ほども答弁の中でひもづけの方法について説明がありましたが、様々なやり方があるようです。マイナポータルという言葉も出てきましたが、私もよく分からないときに保健課で説明してもらいました。とても丁寧に対応してくださりました。そこでマイナポータルをダウンロードして、自分の通院の情報、例えば通院履歴や薬、治療費などをまとめて見ることができることを知りました。

そこで、マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットについてお聞かせく

ださい。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードを保険証として利用する主なメリットでございますが、まずは医療機関の窓口で支払う負担額が高額になった場合に適用される高額療養費制度について、限度額適用認定証等を窓口に提示しなくても、限度額を超える支払いが免除されます。次に、医師への情報提供に同意をすれば、過去のお薬情報や健康診断の結果を医師が確認でき、最適な医療を受けることができるようになるほか、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。また、マイナンバーカードを保険証として利用するしないにかかわらず、マイナンバーカードをお持ちの方は、e-Taxを利用して確定申告を行う際に、マイナポータルで医療費通知情報が管理されておりますので、医療費控除申請にそのデータを利用することができるということもございます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

マイナンバーカードを保険証として使う場合に、医療を受けるに当たってはたくさんのメリットがあることが分かりました。また、確定申告においても利用できるということです。

それでは、その健康保険証ですが、今年12月に新規発行が廃止されることになっていきます。そうすると、今後どうなるのかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議員がおっしゃられるとおり、12月2日から現行の健康保険証の新規での発行がされなくなります。その時点でお持ちの保険証は最長1年間使用することができますが、国民健康保険や後期高齢者医療など、令和7年12月1日以前に有効期限となるものにつきま

しては、その期限までの利用となります。それ以後はマイナンバーカードと保険証が一体になったマイナ保険証で受診していただくようになります。

なお、マイナ保険証での受診が基本とはなりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方や保険証として登録されていない方につきましては、資格確認書を無償で交付させていただきます。資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、保険証と同じように医療を受けることができます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

今御説明いただきましたが、資格確認書についても一度御説明いただいてもよろしいでしょうか。例えば、資格確認書をいただくための手続が必要なのかどうか、またその資格確認書はいつまで使えるのか、期限があるのか、それともずっと資格確認書のままで保険証と同じように医療を受け続けられるのかどうかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

資格確認書は、今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有されていない方につきましては、現在発行しております国民健康保険や後期高齢者医療の有効期限が令和7年7月31日となっておりますので、その有効期限の切れる前にお手元に届くよう送付をさせていただきます。申請をしていただく必要はございません。その資格確認書は、有効期限を1年間とする予定としております。マイナンバーカードを保険証として登録されるまでは、期限が切れる前に、次の1年間の有効期限のものをお送りさせていただきます。

町といたしましては、できるだけマイナンバーカードを保険証として御利用いただきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

手続が不要ということで、町から送られてくるということは、ひとまず安心はしまし

た。また、有効期間が1年間ということで、これも切れる前に送ってくださると。先ほど課長が言われなかったんですけども、これが希望としてはマイナンバーカードとひもづけをしてほしいということでしたが、ひもづけされない方、またマイナンバーカードをお持ちでない方は多分永遠と資格確認書が毎年送られてくるのでしょうか。そこのところだけもう一度お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

マイナンバーカードにひもづけをされない方につきましては、ひもづけされるまで資格確認書をお送りすることになります。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

毎年してくださるということはあるありがたいことですが、できればマイナンバーカード、先ほども申請率、交付率がありましたが、できるだけそこら辺のところも周知していただきながら、交付手続申請をしていただけたらと思います。

最後に、書かない窓口についてお尋ねします。

つい最近、急に印鑑証明が必要になり、土日で役場もお休みでどうしようかと思ったときに、そうだ、マイナンバーカードがあればコンビニでも取れるということのを思い出してコンビニで取りました。いつも窓口で対応してもらっているのに、機械で1人ですするのに不安もありましたが、機械の指示どおりにしていけば、機械に疎い私でも何とかできました。役場がお休みでも、コンビニだといつでもできるということに便利さを感じたところでは。

そこで、マイナンバーカードを活用して、書かない窓口と言われていますが、現状どこまで進んできているのか、また今後の見通しなどがどうなのかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、渡邊議員の御質問についてお答えいたします。

現在窓口において、住民票、戸籍謄本や印鑑証明等各種証明書を発行する場合には、住民の方が申請書に住所、氏名等の情報を全て手書きで記入していただいた上で発行業務を行なっております。今年度導入する書かない窓口サービスにつきましては、マイナンバーカードなどを活用することで、マイナンバーカードから読み取られた住所や氏名などがあらかじめ印字された申請書を受け取り、足りない部分は補ってから窓口で申請を行なういただくものでございます。本サービスを導入することにより、住民の利便性向上を図るとともに、事務の効率化や窓口混雑の緩和に対応した業務を実現し、さらなるマイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

導入の状況につきましては、現在事業者を公募しており、9月上旬にプロポーザル方式にて事業者を決定し、11月頃に窓口へ導入を行う計画で進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

書かない窓口のサービスが導入されることによって、マイナンバーカードを活用すれば、現在手書きで行われている各証明書の発行が、あらかじめ印字されていて、全てではないにしても、手書きによる記入が少なくなるということが分かりました。住民の方からすれば利便性向上につながったり、事務方のほうからすれば事務の効率や窓口混雑の緩和につながっていけるということなので、さきに住民課の課長からの答弁にもありましたが、まだまだマイナンバーカードの普及促進をしていただきたいと思います。

今後の見通しとしては、書かない窓口としてマイナンバーカードを活用するに当たっては、プロポーザル方式で事業者を決定し、機械を導入していくということですので、しっかり審査をし、住民の方が分かりやすく利用しやすいものにしていただきたいと思います。

それでは、11月頃の窓口へ導入される計画をしっかりと進めていただき、窓口での業務がスムーズに行えるようになることを期待して、私からの質問は終わります。

○議長（難波武志君）

これで渡邊順子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

8番、黒田です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

今回は、大きくは2つのものについてお尋ねをしたいと思えます。

それでは、まず第1番目の質問といたしまして、今回も円城浄水場の問題についてお尋ねしていきたいと思えます。

まず最初ですけれども、本年7月16日頃に多分行われたんだっと思えますけれども、多分原因企業と思われるところに対しまして、吉備中央町は損害賠償請求、これを行われたというふうに、これは報道のほうから我々知らされたわけなんですけれども、このことにつきまして、今の賠償請求自体はなかなか公にできない部分、あるいは先に物をしゃべってしまうと相手方のほうにとって有利になるとかそういったいろんな条件があると思えます。だから、そこらは当然ながら理解するところでありますけれども、この損害賠償請求を行なったその事実とか、ある程度の内容については、その行なった後に、例えば地域であったり、議会であったり、このあたりには町のほうから報告があってもしかるべきではないかと私自身は考えますけれども、これを行うことができなかったというふうな、そのあたりの理由をお尋ねしたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この件につきましては、相手が民間企業であり、また法律の専門家が代理人としておられます。様々な対応を想定しながら進める必要がございます。最も町の利益、町益を守るべき判断の下、実務執行を行なったところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

す。

なお、損害賠償請求の内容につきましては、6月18日の全員協議会で説明をさせていただいた内容でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このことにつきましては、一番冒頭に申し上げたように、私自身は理解をしております、行政側の理由等については。ただ、先ほど町長のほうからも、議会のほうにも説明をしたと。これが結構、多くの同僚議員がこの質問をするとき、その直前に結構説明会があったりとか、ですから通告書を書く段階ではまだ説明会がないんですけど、通告書を書いた段階のちょっと後で説明会があったりとか、そのタイムラグ、これが私とすれば狙ってやっとなかなというように邪推をするわけなんですけども、私が言いたいのは、町長はあくまでも寄り添っていくという言葉が発せられるわけなので、ぜひ早め早めに情報を流していただく、ですから裁判に影響があることまで言ってくれっていうのは我々は望んでないわけです。今こういうふうな状態でこんなことをやっていますっていう、その状況報告を常に地域にもたらしてくださるほうが我々に寄り添っているんだというふうに見てとれますんで、そのあたりはぜひ行政としても鋭意努力していただきたいと思っております、よろしく申し上げます。

では次に、同じような話になりますけど、本年8月7日に開催された原因究明委員会の内容報告、これについても、今回も我々地域は、新聞であるとか、ネットからの情報入手となったわけなんです、一番最初は。私はもう3回目ですね、同じことをここで言うようになるんですけど、このあたりがなぜ議会あるいは地域の住民のほうへ同様に報告ができないのか、そのできない理由が何かそこにあるのかどうか、まずお尋ねをしたいと思っております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

原因究明委員会の内容報告については、委員の率直な意見や意思決定の中立性が損なわ

れる可能性があるため、審議を非公開としており、委員会資料についても事前に公表等は控えているところでございます。このため、委員会での内容が事前に漏れることのないように細心の注意を払っているところでございます。

また、委員会の内容をメディアよりも早くという御指摘でございますが、その日のうちにメディアが流してしまうため、報告については後日になることは御了承いただきたいところでございます。

委員会の審議内容については、ホームページにおいて資料及び議事概要を公表しているほか、地域住民の方には広報等でお知らせしているところでございます。今後も機会を捉えて説明してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このことも、ある程度は理由は分かります。気持ちも分かります。ただ、今、課長が言われたように、審議内容等については非公開にされている。ただ、これは日中やるわけですよ。夜間やるわけじゃなくて、日中やって、私もその現場に当然ながら行ったことがありますので、状況は分かりませんが、多分非公開の中でやられて、結論が出て、その後に多分幾らかタイムラグがあった中でメディアへの報道発表を多分そこでやられてるんだと思うんですね。でないと次の日に出ませんから、朝にやったものが次の朝そのまますぐ報道というのはまず考えられませんので、審議が終わった後、多分メディアの方を集められて報道発表されて、それを文章として次の日の新聞なり何かに載っかってくるとというのが多分流れかと思うんですね。ですから、それができるのであれば、メディア報道へ流した内容を、少なくとも地域の代表である連合自治会長のところへ、こういうふうな情報が明日の朝メディアのほうで新聞に載りますよという形ってというのは、これは取れないものですか、どうですか。このあたりをもう一言回答をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

黒田議員さんの御質問にお答えいたします。

メディアのほうに流した後、タイムラグがあるということでございますけれども、こち

らのほうで取りまとめていくのが時間がかかってしまうため、申し訳ございませんが、その後になってしまうと思います。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このあたりが、町長が言ってくる寄り添うという部分が実体験で見えるか見えなくなってくるんですね。ですから、地元で流したからって、ほんなら一番末端まで流れるか、それは多分これはもう物理的に不可能だと思います。けれども、行政としてはメディアに流す前にはちゃんと代表者のところへは報告をしていますよという、その体制、その気持ちですね。私はそこが大切だと思うんですね。

タイムラグの話でいきますと、末端まで仮に時間がかかって流れていかないというのであれば、今、吉備中央町がデジタル田園等々でA Iとかデジタルを活用してる中ですから、町のLINEを使ってでも流しても私は可能じゃないかと思うんですね。このあたり全てを流してくれ、じゃあ逆にそれを流したからどう変わるか、これは多分人の取りようだと思うんですね。けれども、町が地域住民と一緒に同じ方向を向いていくんだっていう、その態度の表れだと思いますんで、ぜひそのあたりは考慮していただきながら一緒に前を向いていこうよという体制づくりをしていただきたいと思いますけど、このあたり、町長、いかがでしょう。一言お願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これまでも住民の思いを酌んで物事を進めてきました。これからも当然その思いは変わるものではございません。そうした中で、情報提供、今いろんな委員会等々でその都度、委員長等がメディアに対して報告をされます。それをメディアの方が収録してすぐその晩に流されます。そうしたことで、別段プレス発表という形では今までなかったんですが、要点につきましては、皆さんに周知というのはホームページ等々でしますが、言われたとおり、できる限り直接の住民である方々、特に連合自治会長さんにはなるべく早い段階に情報が届けれるようにこれからは努めていきたいと思っています。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひそういった状態で情報を流していただくということを繰り返していただきたいと思います。私は、この情報を流すっていう行為と併せて、どこかの段階では情報を入れていただく、ですから今A自治会長さんのところへ流したときにA自治会のほうではどうですかと、非常に不安に思われてる方はいらっしゃいませんかとか、そういうふうな情報を得る場にもなると思いますので、ぜひ今のことをしっかりと進めていただきたいと思います。

では次に、3番目へ入っていきたいと思います。

先ほど原因究明委員会の内容につきまして、その委員会の委員長であられる小松委員長さんですかね、この方のお話によると、活性炭を発生源とするこれまでの仮説を覆す結果ではないと説明、さらに一方で断定はできないとも述べた、こういった報道でありました。この文章の表現なんですけども、これを行政サイドとしてはどのように取られているのか、お尋ねをしたいと思います。

あわせて、この表現を我々地域住民あるいは吉備中央町民としてはどのように理解をすればいいのか、このあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

お答えします。

仮説を覆す結果ではないというのは、使用済み活性炭からPFOS、PFOAが流れ出ていたことの仮説を覆す結果ではないという意味と理解しております。そして、このことは、町としては限りなく使用済み活性炭が発生源として起因していると捉えております。今後、原因究明委員会の報告書により、その確度が上がってくると考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、課長に説明していただいたんですけど、なかなか私のほうが理解不足なので、どう取ればいいのかいまだによく分からないんですけども、ただこのことを、99.999%限りなく黒に近いというふうな形になろうかと思うんですけど、それを行政サイドとして

はどう考えるかっていうのは、多分先ほどの町長の話でいくと、次の裁判に影響が出てくるので、今ここではそのあたりは言いにくいと思いますので、ここでは聞かないようにします。けれども、今後話が進んできた中で、裁判結果がどこで出るか分かりませんが、途中途中では情報は流していただきたいと思います。分かりました。

では次に、4番目といたしまして、原因究明委員会は本年9月にも原因や対策をまとめた報告書を町のほうに提出するとの、これも報道でのお知らせがありますけど、この報告書によって今後の吉備中央町の取組にどのような影響があるのか、あるいは明確な方向性がこの報告書によってある程度定まってくるのかどうか、このあたりを御説明をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

報告書により今後の吉備中央町が進むべき明確な方向性が示されるのかとの御質問でございますけれども、原因究明委員会の報告書により示されると考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

原因究明委員会の報告書で分かるという今の話ですかね、課長の話では。分かるのは分かりました。分かった上で、ですから吉備中央町が、これがさっきの99.99%ぐらいは多分原因でしょうというものの報告ですよね。例えば土壌の中の表層から何メートルのところが何ぼでとかという、多分その資料が出てくるんだと思うんですけども、そういったものが出てきた、それは9月に出てくるんですよ、9月末ぐらいまでには。ですから、それが出た後にそれを見た吉備中央町としての今後の方針っていうのがまた何か定まってくるんですかっていうところが気になるので、教えていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

今後、町としては報告書の内容を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

その結果は、今のところはある程度予想がつくにしてもまだ確定ものではないので、それを見た上で今後決まってくるというふうに理解をします。しますので、ぜひその報告書、これも早い時期に、ネットに上げられるのが早いのか、それをもってまた地域での代表者会議の中での説明をしていただくのか、そのあたりを含めて地域住民にある程度内容が伝わるようにぜひ工夫をしていただきたいと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

先ほど黒田議員が言われたとおりに、地域住民の方にも早い段階でお知らせできればと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひそのときには丁寧な説明で、専門用語等はなるべく控えていただいた中で分かりやすい説明をしていただけるように、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

では次に、5番目といたしまして、昨年10月に今回のものは発生したんですけれども、この原因となった活性炭を撤去して以降の現場の水域の有機フッ素化合物の数値の動きを捉えるためのモニタリング、これは現在どのような方法、あるいはどのような場所、あるいは期間で行なっているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

お答えします。

モニタリングはどのような方法、場所、期間で行なっているのかとの御質問でございます。

すけれども、岡山県において昨年12月以降、環境省通知の調査方法により、河川等は河平ダムと上流及び下流の7地点で主に年6回、地下水は河平ダム下流の2地点で年2回行われております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

年6回の場所と年2回の場所があるというふうに理解するところです。

今度は逆に、このモニタリングはここまでしかやりませんよという期限が決まっていますか、いませんか、お答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

現時点では調査の終了時期は未定ということでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このことは、吉備中央町町民のみならず、下流の皆さん方も心配事になっていきますんで、ぜひ期限を切らずに皆さん方の安心の、それこそ吉備中央町の町民に寄り添う以上に岡山県民、下流の皆さん方にも寄り添っていただきたいと思いますんで、県とも相談した上で、期限を切ることなく、安全が確認できるまでは続けていただきたいと思います。

では、6番目といたしまして、町のホームページにアップされた原因究明委員会の先ほどのモニタリング結果の中で、西側の沢のB2と呼ばれる場所、これは多分広域農道の直下だと思われましても、ここでは令和6年2月は2,500ナノグラムだったものが、令和6年4月は1万ナノグラムへ上昇、さらに6月には1万1,000ナノグラムへ上昇、河平ダムにおいても、令和6年4月が960ナノグラムだったものが、令和6年6月には1万1,000ナノグラムに上昇しています。ですから、期間がたつにつれて数値が上がってくるという状況がここでは発生しています。これについての理由は、先ほどの原因究明委員会のほうではどのようなことがこういうふうに時がたつにつれて数値が上がるっていう、その可能性を委員会のほうでは説明されたのかどうか、そのあたりが分かれば

教えていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

お答えします。

調査結果のうち、上昇している理由については原因究明委員会ではどのような可能性が示されたかとの御質問内容でございますけれども、県から、令和6年2月までの調査前には目立った降雨はなかったが、4月及び6月の調査前にまとまった降雨があったことから、降雨が影響しているとも考えているとの説明が委員会にあり、委員会からも異論はなかったところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

雨の量によって数字が上がったり下りたりするっていうのが理由かというふうな説明だったと思います。

それが仮に、事実だと思いますけども、だとすれば、このフッ素化合物という物質が今の円城の地域の沢の中にまだ堆積をしている部分、ひょっとしたら今は降雨で、今日、今ちょうど非常に大きな台風が来ていますけれども、この台風によって、非常に大きな降雨によってその沢が水量が増えた場合には、今まで流れていなかったフッ素化合物が、場合によってはひょっとしたら下流にまた出てくる可能性をはらんでいるというふうに理解するわけなんですけども、ですから今回、6月が1万1,000だったものが、場合によっては1万3,000ぐらいになる可能性というのがあるかと思いますが、このあたりは行政のほうも、雨量によって数値が増えてくるっていうものは今私が言ったことで正しいのかどうか、合ってるのかどうか、意見を求めるところです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

ほかにも理由はあるかもしれませんが、今のところは降雨の影響でそういう、増える可

能性はあると思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

降雨の影響で流れて出るということで、我々地域が心配するのは、今の沢の中は、当然天然の河川なので、2次工作物というか、フリュームとかそういったコンクリート製品がない場所です。ですから、その土壌の中に入っているものが今後も雨量の大小によってまだ継続的に時々は流れ出てくるものがそこに残っているという状態かと思っておりますので、このあたりは当然吉備中央町は気にしてくださってるとは思いますが、ぜひ県のほうと、先ほどのモニタリングのところはしっかりとさせていただいて、数値の動きっていうのはつかんでいただきたいと思っております。今は2か月置きとか、3か月置きとか、多分ちょっと期間があると思うんですけど、逆に私が思うのは、上昇している箇所については逆にその期間は短めにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、このあたりいかがでしょうか。動きをはっきりつかむためには、上昇部分がどの雨量のときに流れてくるのかという、そこらまでぐらい明確に情報をつかむべきだと思うんですけど、そのあたりいかがですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

その点につきましては、県と協議しながら期間のほうは決めさせていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひよろしく願いをいたします。

では、7番目に入りたいと思っております。

先ほど私のほうからちょっと説明をしましたがけれども、降雨により数値が上がってくるモニタリングの地点もあるという部分なんですけど、これは先ほど町のホームページなんかにはその理由っていうのが今のところ入ってないですね、まだ。もう入ってるんですか

ね。今、課長が言われたのはまだ多分入ってないと思うんですけども、私のところにも話があるのが、何で上がとんならと、その理由をそこへ明確にすべきじゃないかという方がいらっしゃいます。ですから、先ほど課長が言われるように、仮に降雨、仮にというか、降雨だと思えますけども、雨量によって増えたんだとすれば、その理由説明をホームページの中にきちんと書いとくべきだと思いますけども、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

すみません。先ほど申し上げましたが、上昇している理由について、県のホームページ上や町のホームページ上に公共用水域等の継続モニタリング結果、先ほど黒田議員さんがお話しされた資料でございますけれども、その中に降雨等の影響により一定の変動があるものとするためという一文があることから、公表していると思われま。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それって小っちゃい字でしたよね。私も実はそこは見させていただいたんですけども、目につくのは、表にして2月のときの数値があって、6月の数値があって、数字が上がっていったのがどうしてもホームページ上とか資料の中では目につきます。そして、今、課長が言われたところは、実は目につきません、残念ながら。ですから、ホームページ上でこの上がっている部分の数値を、例えば赤字にするとか分かりやすくして、この数値についてはこの時点で大変大きな雨量の降雨があったんですと、これが原因と思われまとか、そういうふうに分かりやすい状態で、地域の皆さん方あるいはホームページを見る皆さん方にきちんとした正しい理解をしてもらうための一つの要素だと思いますので、ぜひそのあたりをお願いしたいと思います。

ですから、このあたりが逆の臆測に飛んでいくわけなんです。また新たな沢から流れてきたんじゃないんかとか、新たな活性炭がどっかまだ土中に埋まっているんじゃないんかとか、そういう話が出てくるわけなんです。ですから、そのあたりをきちんとした正しい情報を出していただいて、これが原因ですというふうに皆さん方に分かっていただく

ことが私は必要だと思しますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思します。

では、続きまして8番目に行きたいと思します。

血液検査の進捗状況についてをまずお尋ねをしたいと思します。

これは前回の6月定例のときも私はこのことを聞きまして、今回ここで実は全然地元情報がないじゃないかといって聞こうと思ったら、通告書を出したその日の晩に会議がありましたんで、そこを引っ込めましたけども、血液検査の進捗状況、これの現状についてお尋ねしたいと思します。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、黒田議員の御質問にお答えいたします。

まず、血液検査の進捗状況ということでございますが、まず健康影響調査につきまして御説明をさせていただきます。

皆様の健康状態や健康指標に関するデータを収集、把握するため、岡山大学と川崎医科大学の監修、協力の下、アンケート形式の健康調査票を作成し、18歳以上の方には8月27日に郵送をしております。また、18歳未満の方につきましても、順次配付できるよう現在準備を進めておるところでございます。検査日程などの血液検査に係る詳細につきましては、これから決定してまいります。健康調査票の中で血液検査の希望を伺う項目を設けており、希望される方の把握に努めるとともに、当初目指しておりました10月もしくは11月の実施に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

着々と進んではいるということですね。

それから、午前中の同僚議員の中でも、18歳未満の皆さん方も、これも着々と進んでいるようにお聞きするので、私が1つだけ心配するのは、最終的な健康チェック、これがおひとり暮らしの高齢者であったりとか、なかなか目が届きにくいところ、その方々が漏れなく、ポケットに落ちないように、しっかりと対応していただきたいと思します。

じゃあ、もう一つ、7月30日からかもがわ総合福祉センターのほうで出張窓口を開設

しておられるようですけど、これの現状をお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

かもがわ総合福祉センターの健康出張窓口は、健康に関することや健康影響調査に関することなどの御心配、御不安、御不明な点について町保健師等が対面で直接お話を伺い、少しでも皆様の不安や懸念の解消につなげられないかと考え、実施をしております。また、町職員で対応できない場合は、関係機関に相談の上、対応させていただきます。現時点での御利用をいただいた方は1名でございますが、現在健康調査票を皆様にお配りしておりますので、記入に際して御不明な点や血液検査への御不安や御相談などがございましたら、出張窓口を御利用していただければと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今のところ1名の方が利用されてるということなので、今後また出てくるかも分かりませんので、ぜひアフターフォローをしっかりとしていただけるようお願いしたいと思います。

それでは、10番目なんですけど、これは先ほど町長のほうからも今後はしっかりと報告をしていきたいというふうな内容でしたので、そこで理解したいと思います。

では、2番目の大きい質問で、公共交通についてお尋ねをしたいと思います。

町内巡回バス、通称へそ8バス、この事業開始から現在の利用実績はどのようになっているのか、特にルート変更や時間変更をしたときの結果についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、黒田議員の御質問にお答えをいたします。

町内巡回バスを始めた令和3年10月からの利用実績につきましては、令和3年度は

1日当たり8.3人でしたが、令和5年度には1日当たり10.1人まで利用者の増加が見られます。最近では小学生や中学生の社会勉強として利用されることもあり、新たな利用ニーズもできたところがございます。

御指摘のルート、時刻などの変更時には無料券の配布及び広報紙等への掲載により町民の方に広く周知をしております。その際には一時的に利用が前月に比べ増えることもございます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは、続けて先ほどの巡回バスに係る経費の総額、これは現状ではどの程度なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

御質問にお答えいたします。

令和5年度の経費の総額でございますが、1,817万7,926円となっております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

利用状況と金額をお尋ねしたわけなんですけれども、次にへそ8バスの利用者の出発点、目的地、あるいは乗降場所、時間、目的地、さらには天候とか利用目的、利用者の性別、年齢、単独利用かグループ利用、こういった条件を現在の中で町としてはデータ収集を行なっているのか、行なっていないのか、行なっているとすれば、どのようにこのデータを分析しているのか、このあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えいたします。

現在は、運転日報により、時間、それから乗降場所、性別についてはデータの収集を行なっております。利用時間の分析を行いまして、利用時刻、それから路線の見直しについてはこのデータを活用をさせていただいております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今は時間と乗降場所、さらには性別のみということなんですね。私は、データでもう一個どうしても必要なのは、その方がどこから出発されたかですね。その乗降場所までの間、それを何で来られたのか、逆に今度は乗降場所で降りられたときに、目的地にどういう形でどこを目指して行かれたのか、これがへそ8バスというものを今後仮に続けるとするのであればとても重要なデータになると思いますので、このあたりはぜひ取るべきだと思いますけど、お考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今の御質問なんですけども、どこから来られたか、それから何で来られたか、利用の目的は何かというふうなことでございます。

できる限りデータ集積、データ分析には努めていきたいとは思っております。乗務員の手作業で集積をしていかなければならない、降りる際、乗った際に聞き取りをしていかなければならないというふうなことになりますので、その作業に余裕があれば、そういった情報の分析、データの集積にも努めてまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

この後、その話はもうちょっといきたいと思っておりますので、じゃあ次に4番目、出発地及び目的地からへそ8バスの乗降場所までの移動対策、これがさっき私が言ったおうちから乗降場所まで何で来たんですか、これを町としてはどのようにお考えなのかをお尋ねした

いと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えをいたします。

町内巡回バスは、町内の公共施設、商業施設、それから医療機関等を経由して、御存じのように、8の字となるように運行しております。路線上の道沿いであればどこでも乗車可能なフリー乗降となっております。それらを含めた上で、最寄りの路線上までデマンド型乗合タクシーを利用していただき乗り継ぐということで利用をしていただきたいと思いますと考えております。また、料金についても、乗降割引などを利用していただくことで、100円または50円と安価で利用できるようにはなっております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

実は先日私はある会議に出席をさせていただいて、そこで町内の公共交通機関をいかに組み合わせたら目的の場所に行けますかねっていう例題をつくってくださいって言って、やったんですね。そのときに、先ほど課長が言われたように、へそ8バスに乗るためにデマンド型乗合タクシーを使うっていうのはなかったです、ほぼ。案の中に。デマンド型乗合タクシーに乗ったらもうデマンド型乗合タクシーで目的地まで行っちゃいます。わざわざへそ8バスに乗り換えてもう一回行くっていうのは、そのときの話には上がってこなかったわけですね。

あと、私が何遍も言いますが、おうちから乗降場所までのこの距離をつないであげないと、へそ8バスを仮に生かすとしても生きてこないわけですよ、乗れないんだから。ですから、今の乗降の数が少ないっていうところにつながるわけなんで、そのあたりを今後、吉備中央町としてしっかりと考えていくべきときだと思うんですね。ちょっとこれは話が先へ飛んでしまうんですけども。ですから、これはへそ8バスの存続も含めながら考えるべきときがもう既に来ているんじゃないかと思いますので、生かすのであれば生かす工夫、次の新しいものに変わっていくんならその工夫を検討していただきたいと思えます。

じゃあ、あわせて、先ほど課長の説明がありましたが、デマンド型乗合タクシーの現状についての利用実績、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えをいたします。

昨年、令和5年度の延べ利用者数でございますが、1,787人となっております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

これはかなりの人数が使っていただくようになって、多分これは数字上では去年の10月ぐらいからぐぐんと伸びてるんじゃないかと思います。この理由を多分分析はされてるんだと思いますけれども、これは実は今子どもたちが使ってる実績が大きいです。クラブに行くのに4人ぐらい乗り合わせで各児童クラブから目的地まで行ったりとかして、これでかなり利用率は上がってると思いますね。ですから、そういうふうなものをしっかり分析をしながら、何を求められてるのか、何をしてあげれば一番利便性にかなうのか、このあたりをぜひ詰めていきたいと思います。

じゃあ、デマンド型乗合タクシーの経費の総額のほうを教えてくださいたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えをいたします。

令和5年度の経費の総額でございますが、699万3,340円となっております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは、先ほどと同じ話になりますけれども、このデマンド型乗合タクシーの出発点、

目的地等々のデータ、これを町としては収集を行なっているのか、行なっているとすれば、分析を行なっているのか、逆に行なっていないとすれば、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

質問にお答えをいたします。

利用実績等から、天気、それから利用目的の情報を除いては、データ集積を行なっております。最近の利用では、小学生の習い事でありますとか、高校生のテスト期間中の迎えなど、利用ニーズが広がりつつあります。また、収集しましたデータにつきましては、新たな利用ニーズの発掘及び各地区の未登録者への周知など、データの活用をしておるところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは次に、先ほどからいろいろデータを教えていただいて、例えばへそ8バスが1,800万円、それからデマンド型乗合タクシーが約700万円等々ですね。これらを、このデマンド型乗合タクシーとへそ8バスを利用状況とか実績を比較する中で、行政としては今どのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えをいたします。

町内の巡回バスとデマンド型乗合タクシーを比較する中で、それぞれに長所と短所がございます。

まず、町内巡回バスでは、予約をする必要がなく、決まった時間に指定のバス停に到着をいたします。しかし、1便を逃してしまいますと、次の便まで待つことになってしまいます。

その一方で、デマンド型乗合タクシーでは、事前に予約が要るものの、出発地から目的地まで500円と低料金で移動することができます。

それぞれの長所と短所を踏まえまして、利用ニーズの差別化を図っていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

差別化を図ってニーズを探していくということでありますけれども、9番目に行きたいと思えますけど、これは教育長のほうへお尋ねしたいと思えます。現在、例えば中学生なんかは、もう今全町1校でするので、お友達が、例えば大和の子どもさんと新山の子どもさんが同級生の場合、遊びに行ったりするのが実際には、昔だったら自転車で行ったりできてましたけども、今はもうそれができないんですね。そのことについて教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。また、逆に言えば、どういうふうな工夫、対応策を教育委員会としては、教育委員会がこの交通に話を突っ込むというのはなかなか難しいかも分かりませんが、どうあることが子どもたちにとって望ましいとお考えか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

これまで具体的に町内在住の児童・生徒についてへそ8バスの利用調査を行なっておりません。そうしたことで正確な情報は把握できておりません。

教育委員会といたしましては、地域公共交通会議の場において子どもたちも含め町民全体を俯瞰して御検討いただくことがよいのではないかとこのように考えております。

そして、今現在、町営塾に通ってる子どもたちが活用しやすいような形で今子どもたちが利用してるというふうな状況がございます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

公共交通については、当然ながら、子どもは当然、そして高齢者の皆さん、そしてあるいは我々のように、車の免許は持っているけれども、場合によっては運転ができないから使いたいと、多くの皆さん方の要望をしっかりと聞きながら対応していただきたいと思うわけなんです。

10番目に行きますけども、取りあえずへそ8バスは利用者の移動要望に現在行政としては応えていると思われるのか、仮に、いやいや、まだまだ応えられていないなという場合には、今後どのような対応策を検討されてるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在利用されている方からいろいろな御意見等をいただいております。可能な限り対応をさせていただいているところでございます。

その反面、利用されたことがない方、それから利用できない方、そういった方の御意見を聞く機会がなかったということから、ただいまアンケート調査を準備中でございます。今年度中に実施をいたしまして、今後の方針などの参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

へそ8バスは、先ほど課長が言われたように、定期の路線を大体時間どおりに回ってくださると予定がきちんと組めるので、とてもいいことだと思うんですね。ただ、乗ろうと思ってもそこの乗り場までが行けない、このことをしっかりと詰めていかないと、これはなかなか利用率が、何遍も言いますが、上がらないので、これはもう今世の中、民間タクシーであったりとか、地域の中での相互の送り合いとか、いろんなやり方っていうのが既に出てきてますんで、ですからこれは地域住民の力も借りながら、それから民間業者さんの力も借りながら、その乗り場までをつなぐことをぜひ考えていただきますようお願いしたいと思います。

もう一つ、一番最後になりますけど、今度はデマンド型乗合タクシーの利用について

は、先ほど課長の話で、非常に好調に上がってきていると。上がってきているのが、今度は逆に、使いたいけれども使えないっていう方が出てきています。そういう方々のために、例えば利用料の負担軽減であったりとか、利用時間の拡大、あるいは土曜、日曜日の利用であったり、ある程度町外への移動までを含めた活用、この利用者のニーズに合わせて思い切った利用条件の緩和をすべきと、このように考えますけども、これについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えをいたします。

昨年11月から12月に中高生を対象に夜間便、15時から20時までの実証運行を行った際に、実証運行後も引き続き継続してほしいとの声もあります。このようなことから、実際に中高生以外の利用のニーズがどうなのかということも含めて、先ほど申し上げましたように、同じくアンケート調査を行う予定でございます。一定の利用ニーズがある場合には、先ほど申されたように、条件の緩和等を視野に入れ、交通業者と協議を行なって検討してまいります。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、課長が言われたように、しっかりとニーズ調査をされて、それを調査だけで終わらないように、今、課長が言われたように、しっかりと実動に移っていただきますように、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（難波武志君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより2時5分まで休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

順次発言を許します。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ただいま議長の指名を受けましたので、質問させていただきます。9番、成田賢一です。

今回、私は、6つの項目で質問をいたします。

まず1つ目、認定こども園通園費補助金交付要綱についてです。

町では、保育園などの統合によって、本年度から4つのこども園となりました。昨年12月議会において私は、旧加茂川町で始まった遠距離通園の者に対する補助金支給を全町に広げるべきだと、そして金額の増額や距離設定を図るべきではないかと提案しました。今年度、この通園費補助金交付要綱によってこの事業は全町に拡大されたのですが、実際に保護者の方々から声が届きますので、制度の改正を求めるべく質問をいたします。

まず、この制度の背景について、現在、町が実施しているこの補助金の制度では、片道4キロ以上の家庭には年額1万円、4キロ未満の家庭には年額5,000円という補助が行われています。この制度の背景と目的について説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、9番、成田議員の御質問にお答えいたします。

通園費補助については、令和5年11月に町の方針を決定し、本年度から町認定こども園通園費補助金交付制度を施行しております。この制度は、園の統合協議を進める中で保護者の方などから何らかの通園助成が設けられないかとの要望を受け、令和5年度まで交付しておりました幼稚園園児通園費補助支給規則を基に、通園する園児の保護者に対し、通園に要する費用の負担軽減を図るために、子育て支援施策として制定したものでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この補助金交付要綱で、先ほどの課長の答弁でもありましたとおり、この補助金の目的として、児童の保護者に対して通園に関する費用の負担の軽減を図るというものです。補助金交付対象者も、町内に住所を有する保護者とすると決まっています。しかし一方で、実際には補助金は園児単位で支給されています。ここ、保護者の負担軽減という目的であるにもかかわらず、園児単位で支給されているのは、矛盾しているのではないのでしょうか。なぜこのような運用方法を選択したのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

補助金の内容を協議していく上で、吉備中央町立幼稚園園児通園費補助支給規則にあります自力通園が1人単位での支給であったこと、あわせて子育て支援の充実という観点から広く園児全員を対象とすることで保護者の方の負担軽減を図ることにつながると思い、このような運営方法を選択いたしました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そうだとすると、一例を申し上げます。御北地区にあるある家庭の方が、通園距離が片道10キロを超えるという声が届きました。片道10キロというと、初めお子さんを預けに行く10キロ、帰る10キロ、また迎えに行く10キロ、そして御自宅に帰る10キロ、1日40キロ走っているという計算になります。こういった事例がほかの地区でもあるという声が届いているのですが、この現状をどのように認識していますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

今年度、町民の方からの御意見や御要望をお聞きする機会がございまして、統合後、子ども園までの通園距離が遠くなり、送迎時間が長時間になること、また物価高騰による燃

料費等の経費が負担となっている御家庭があるという現状は把握しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

現行の制度では、片道4キロ未満で5,000円の補助、一方で片道10キロとなっても、その御家庭は年額1万円の補助です。これは、普通に考えてみてくださいね。園児ごとの補助金支給となってるために、同じ家庭で複数の園児がいる場合、しかも近距離だった場合、保護者の負担軽減による補助金が非常に大きくなると。一方で、遠距離通園の方々に対しての補助金交付要綱であるにもかかわらず、遠距離からお子様を預けるという家庭に対しましては、その負担軽減というもの、つまり補助が不足するという不公平が生じていると私は考えますが、この点についてどう捉えておりますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

この補助金制度が、遠距離通園に対する補助金という観点のみではなく、子育て支援の充実という観点から広く園児全員を対象としておりますので、保護者の方の負担軽減が過剰になっているとは考えておりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

すみません。ちょっと分かりにくいので、もうちょっと具体的にもう一度教えていただけますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

園児全員を対象としておるというところは、あくまでも子育て支援の充実という観点から全員を対象としておりますので、保護者の方の負担軽減も1人につき負担がかかってい

るという判断でございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今の答弁だと、この補助金交付要綱の通園に要する費用の負担の軽減を図る、これは保護者に対してなんですけど、少し一致するんですかね。何か単なるお子様がいらっしゃるころにお金をお渡ししているだけのようにはしか見えないんですけど。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

園児1人に対する保護者の負担というものはございますので、そのために園児1人ずつに対して保護者の負担に対する軽減ということで交付をさせていただいております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

全然納得がいけないんですけど、要綱そのものが保護者に対して、しかも交付対象を保護者としている限り、保護者の方々の負担軽減が目的なのかなと私は捉えたんですが、それを含めて何か子育て支援とかという大きい枠組みでいっちゃうと、果たしてこれは何かばらまきというか、何か理由は何でもいいのかなって思ってしまうんですけど、そのあたりどうなんですかね。ちょっと説明していただけませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

児童1人に対する負担というものは、保護者の方に負担がかかっていると思っております。児童のほうの送り迎えについては、2人一緒に送ったとすれば、燃料費というものになりますし、徒歩で送迎とかをされておられれば、具体的に言えば靴も減りますので、そういうところで補助のほうをさせていただいております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町長、靴とかまで入ってくると、これは補助金交付要綱は関係なくならないですか。いかがですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

いずれにしても、4園という、統廃合によってなつたと、距離も遠くなつた方、実際にはほとんどの方が遠くなりました。そして、もともとこれは加茂川地域でできとつた通園制度でございます。しかし、ここで吉備中央町になって、賀陽地区も同じ通園ということで、この制度を新たに直しました。そして、要望的には、なかなか子どもを育てるのが大変だというのがベースでございます。そうした中で、親御さんが毎日通園をすると負担があります。その負担軽減でこの枠を広げたわけでございます。どの家庭におかれても、今までの負担率は若干助かってるという思いがございます。そうした中で、4キロという筋を引かせていただきました。4キロ以内と4キロ以外、そこで若干子どもの数によっては、逆もあります、逆も。4キロ以上で子どもさんが多いところは、1万円が2万円になったり、3万円になったりすると。片や4キロ未満で5,000円の方で子どもさんが多いところは、その受け取る補助金は多くなります。それは個々に見ればそのような思いがございましょうが、全体的には町としてはそういう負担を軽減するために新たに拡大してつくったものでございます。ぜひ御理解をお願いします。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

いや、拡大解釈してしまうと、このこども園通園費補助金交付要綱そのものが何かちょっと曖昧になっていくんじゃないかなという危惧があります。私から申し上げたいのは、こども園通園費補助金交付要綱の目的で保護者に対してと、交付対象者が保護者とするという限りは、やはり子どもの数というよりは、1世帯に対しての支援、そしてその通園距離に対しての細やかな設定の補助金支給に改正すべきではないかと考えますが、いかがで

しょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

あくまでも補助金交付要綱は保護者の負担軽減と、その積算する過程の積算内容が子どもの数に応じてということでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、変えないってことですかね。

では、次の第2、PFAS問題に移ります。

先ほど同僚議員の質問もありましたが、少しかぶってないところから質問いたします。

今回のこの問題は、円城財産区の土地に置かれていた使用済み活性炭が原因で円城地区の水道水に有害物質が含まれる事態が発生いたしました。原因究明委員会の結論をまたずに請求書を送付していたということが分かったんですが、手続の適正性、そして透明性に問題があるのではないのでしょうか。町の対応について説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

昨年問題が発生しましてから現在に至るまでに行われた検査の結果、活性炭が置かれていた場所から河平ダムに至るまでの経路の中で高濃度なPFOS、PFOAの値が検出をされたこと、それからまた活性炭が置かれていた場所の北側周辺からは基準値を超える値が一切検出されなかったこと、それからさらに今年の3月には活性炭を産業廃棄物として認定をされたことなどを受け、総合的に判断をしたものでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

総合的に判断したといっても、原因究明委員会の結論をまたずに出したということは、私は適正性、透明性に問題があるのではないかと捉えています。

では、原因究明委員会の結論を待たなかったという理由は先ほどお伺いしましたが、原因究明委員会はどうするんですかね、この結論はどう受け止めるんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えいたします。

今の御質問でございますが、ボーリング調査の結果につきましては、さらに今後の重要なバックボーンとなります。今後の交渉等においても大きく役立つものと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

となると、この原因究明委員会の結論を待たずに出した答えのバックボーンにこの委員会の結論になると町は捉えてるということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

いえ、そういうふうに捉えているわけではもちろんございません。もちろん今後のバックボーンにはなり得ますけども、今の現状でも十分確定ができるものと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

原因究明委員会が結論を出して、その結論にのっとった形で動けば、私はこの委員会の意義があるのかなと思うんですが、そこを飛び越えて行って町が手続をやるんだとなると、この委員会の存在意義が果たしてどういうものだったのかというところで非常に疑問が残ります。

さて、この活性炭が置かれていた土地は、財産区が管理していた土地です。このような重大な問題に対して、円城財産区と吉備中央町は協議を行なったのかなと思ひまして、総務課に行って行政文書等何かございますかと聞いたところ、行政文書は残っていないという答えが出てきました。

まず、確認なんですけれども、町と円城財産区で何か話し合い等はこれまでされてきたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

御質問にお答えをいたします。

円城財産区は、御存じのとおり、地方自治法の規定により、財産区議会を設置し、財産の管理運営については、公職選挙法に基づく選挙により選出された議会議員で構成された財産区議会で議決し、執行をされております。町長は管理者として財産区議会など協議の場へ出席をしているため、町へは文書は残っておりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、町長はこの財産区の方々と一緒にいろんな協議をされてきたと認識すればよろしいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

当然その協議の場には私は参画をしております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そのときの話し内容等を、一方で財産区の中で出席する町長という立場と、同じ吉備中央町の町長という立場があれば、そのときに何を話し合っただけをこれからや

っていくのかとかということを行政文書で残すべきだと思うんですが、なぜ残さないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

当然これは一つの財産区議会でございますので、当然必要に応じて財産区議会が必要であれば残されてると思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、財産区議会にはそういう文書が残っている可能性があるということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私そのものはこの議事録の署名者でも何でもございませぬので、必要に応じてその記録というのは残ってるものと私は解釈をしております。ただ、確認はしておりませぬ。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そういったやり取り、そして町長がそのときに参加してどういう意見が出て町長はどういう発言をしたかと、自らが日記みたいな感じでも残すべきだと私は捉えています。なぜかといいますと、これから全国の自治体で、皆さんもスマホでPFASをよく検索して見ていたら、AIニュースで全国のPFAS問題のニュースが出てきます。日本国民そして日本全国の自治体がこの問題に対して立ち向かう、つまり改善していかないといけないんですよね。吉備中央町が経験しているこの問題は、世界的に見てもトップクラスの高い数値を住民の方々が影響を受けてしまったという事実がございます。この事実に対して吉備中央町が先頭に立って全国的な組織をつくる、そしてそれによって国に対して声を上げ

る、私は吉備中央町はそういうリーダーシップを発揮すべきだと考えますが、町長の考えを問います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、質問のP F A S問題で全国的にこのようなことが起こったんで、ぜひリーダーシップをとるような質問でございました。

私は、これまでも吉備中央町長として町そして町民の方々のために、少しでも暮らしやすい町にするために、町長としてリーダーシップを取り、町政を運営してきたつもりでございます。それはこれからも変わることはございません。

P F A S問題は、沖縄の米軍基地の消火剤に起因したものや、企業の周辺の井戸水を発生源とするものなど、日本全国で発生をしています。今回の吉備中央町は処理済み活性炭が私は原因だと思いますが、状況が全国で原因も様々でございます。そのため、自治体においても、御存じのとおり、様々な対応をされております。そうした意味では、全国的活動も確かに必要でしょう。しかし、私は、まずは風評被害も含めて町を一番に思い、これからも町内の対応にまずは全力で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

原因は様々でしょうが、その様々な原因も、同じ組織をつくってみんなで共有し合えば、いろいろな問題が発生したときにその解決方法も共有できるので、私は町長にそういう全国的な組織、もしくはお声かけをしてつながりをつくっていくということをしていただきたいと考えます。

さて、では次に3番目の質問で、6月議会の町長の発言についてです。

これは、6月議会は吉備ケーブルテレビで放送が流れたんですが、私の一般質問の際に町長が反問権により発言したところ全てが編集、カットされました。カットしたのは議長の権限で行われたと聞いているんですが、町民の知る権利、民主主義に対して反しているんじゃないかなと感じますので、町長の発言を取り上げます。

町民が町政を知るための重要な発信の情報の役割の一つが吉備ケーブルテレビですが、

それが編集していたとなると、果たして町民は何をもってこの町政を、この議会を知ることができるのでしょうか。しかも、カットされるくらい不適切な発言を町長がされたというのであれば、この発言がなぜ行われたのか、その経緯と正当性について具体的な説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この6月につきましては、一般質問で反問権を使わせていただきました。反問権につきましては、一般質問において与えられた当然の権利でございます。前回、成田議員に関するいろんな情報がございまして、そのことに関して私は投げかけをさせていただきました。その内容等はここで言いませんが、そのことそのものは不適切であるとは思っていません。議会中継につきましては、先ほど議員が言われたとおり、あくまでも議会運営側のことでございます。私からは何も言うことはございません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、確認ですが、吉備ケーブルテレビの放送内容の編集について議長から事前に相談はあったのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

いや、別段詳しくはございません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

日本の民間のテレビ局そしてNHKが、放送倫理基本綱領というものを機構の中でつくっています。この中には、放送は、民主主義の精神にのっとり、国民の知る権利に応えて、言論・表現の自由を守ると。そして、吉備ケーブルテレビが入っております一般社団

法人日本ケーブルテレビ連盟も、放送基準の第2章の法と政治のところで、政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないよう注意するというところがあります。

では、町長、この議会中継が編集されたということについては、今回この知る権利等と照らし合わせてどのように思いますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

このいろんな経緯等々も詳細に私は存じておりませんので、議会運営上でしっかりと判断されたことだろうと思いますので、これ以上のことは私の口からは言うことはできません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、一般論で質問します。

自分が住んでる町の議会が流れているケーブルテレビが実は編集されていたと聞くと、どのように感じますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私は、先ほど言いましたように、その内容、またその原因等々を存じていませんので、この場で何も言うことはできません。

（9番、「答えになっていない。私の質問に対して。一般論でどうか。」の声）

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

一般論につきましても、その一般論には様々な原因、理由がございます。その理由が分からない中で一般論をなかなか答えるのは難しいです。例えば例を挙げていただければ答

えます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

いや、だから自分が住んでる町で起こった議会で議会中継があって、それが編集されていたとなったらどう思いますかということなんですけど、同じことを繰り返してるんですけど、答えれますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

多分同じような答えになる。そうなった要因が多分あるだろうと思います。その要因を聞かずしてなかなか答えれる案件では私はないと思います、一般論であろうとも。一般論であろうとも、一般論のその例の裏側にある要因を聞かないと、その一般論の答えができません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

それは編集してるのが分かったらそう思うだけです。編集していることを分かった町民の方々が何人いたかというところが非常に問題かなと思うんですが、町長が発言する前、この発言内容が書かれた用紙を副町長が持っていて町長に手渡していました。この様子は私も見ましたし、ほかの議員の方も見られてる方がいらっしゃいます。副町長、なぜこの用紙を準備していたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

一般質問に限らず、町長に対してアドバイスといいますか、参考事項を口頭なりメモでお渡しするという事はようあることです。そのときに私が何を渡したかというのは、今私は覚えておりません、残念ながら。前もって用意されたというふうに書いておりますけ

ど、前もって用意しとんでしたら、ここで渡さずに直接渡しておると思います。たくさんありますので、そのとき何を渡したか、どう言うたかというのは、すみません、覚えておりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

何かとんちみたいな答えが来たんですけど、私はここでの一般質問の話をしているので、私の一般質問のときに副町長が町長に用紙を渡して町長が読み上げた内容が不適切であったから、議会放送で編集されたんじゃないかという流れですね。この発言された内容、その要旨を町長と副町長はどのように知ったのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

その件につきましては、議会同様、役場のほうにファクスで情報提供がありました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ファクス送信者は分かるんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

いや、送信者は分かりません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、送信者が分からないファクス内容をこういう議会の場で読み上げたという理由を教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これにつきましては、議会でも何か話をされたように私どもは聞いております。そして、他からも聞いております。そうした中で、このような誤解を生じるようなものがあれば、私も誤解を受けてははっきりと説明しました、違いますと。そういう場の一般質問の途中に、誤解があるんならしっかりと誤解を解いたほうがよろしいと思いますという気持ちから、反問を使って投げかけさせていただきました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

一般質問は何でも言っているわけじゃなくて、私は一般質問通告書に基づいて前回質問していたわけなんですけど、全く関係がない発言をされて、しかもそれが議会放送で編集されて、何事もなかったかのように吉備ケーブルテレビで放送が流れたとなりますと、一体町民の方々は何をもってこの議会の放送を知る方法があるのでしょうか。つまり、町長が議会放送で編集されるような発言をしたこと、そしてそれによって町民に対してどういったメッセージを伝えていることになるのか、私はこの影響について深刻に受け止めるべきだと思います。町長は何か責任を感じていらっしゃるなら説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先程言いましたとおり、反問権につきましては、当然の権利で、私は不適切ではない質問をさせていただいたと理解をしております。その後の吉備ケーブルテレビさんの云々につきましては、議会の運営上に判断されたことであろうと思いますので、私からは何も言うことはございません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

いや、そうですかね。何かこの議会で行われたことが編集されて放送されると、一体こ

の吉備中央町の民主主義というのはどうなってるのかと私は考えてしまいます。そして、町長の発言が編集されたわけですから、そこに何らかの責任を感じないといけないかなと私は思っただけで仕方ないというか、おかしいなと思いますね。

では次に、4番目、デジタル事業についてです。

まず、顧問と地方自治法についてお伺いいたします。

この吉備中央町には、デジタル事業で交付金を受けている法人の役員2名が町の顧問として就任しています。過去の議会で私は質問しました。顧問設置規則で顧問は非常勤とされています。地方公務員法で非常勤の顧問は特別職の公務員ですと。地方自治法において特別職の非常勤職員には報酬を支給しなければならないと質問したところ、副町長は、無報酬であると。地方公務員法の根拠規定が明文化されておらず、地方公務員法の適用を具体的にしないんだと答弁されました。しかし、令和5年9月議会で同僚議員が同様の質問をした際には、副町長は顧問に地方公務員法を適用しないということは撤回すると答弁されました。副町長が地方公務員法を適用しないということを撤回するのであれば、地方公務員法3条における非常勤の顧問は特別職の公務員と理解すればよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

顧問と地方自治法につきましてお答えを申し上げます。

従来の私の説明でございますけれども、これは一般論として答弁をいたしておりますので、ちょっと分かりにくかったことかと思っております。

改めまして、3つに分けてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、特別職の地方公務員と地方公務員法についてでございますけれども、地方公務員法第4条、この法律の適用を受ける地方公務員は、第1項、この法律の規定は、一般職に属する全ての地方公務員に適用する。第2項といたしまして、この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないとなっております。一般的には特別職の地方公務員は地方公務員法の適用を受けないと言われるものでございます。したがって、当初地方公務員法の適用を受けないとお答えしたのは、法第4条第2項の規定による一般論としてのお答えでございます。しかし、個別具体論になりますと、第2項前段にありますように、法律に特別の定めがある場合を除く云々とありま

すように、一般論ではなく、突き詰めて申されましたので、法理論からいたしまして、全く地方公務員法の適用を受けないというわけではございませんので、撤回をさせていただいたところであります。

第2点目といたしましては、これまでの議論は顧問が地方公務員法の適用を受けるか受けないかという議論でございましたが、そもそも地方公務員法を適用するかしないかではなく、地方公務員法第3条第3項第3号に該当するか否かでございます。これは県も同様の見解でございます。

なお、本規定に該当するかしないかにつきましては、各自治体の判断ということになっております。

また、現在の委嘱の経緯と根拠についてでございますけれども、これは前回までの答弁でも申し上げましたとおりでございます。いま一度詳しく申し上げますと、合併時期に議員さんであった方は御存じだと思いますが、合併協議は条例や規則、行事、全ての協議事項につきまして、まずは合併協議会で審議をし、同様のものを両町の議会で審議、御理解をいただきまして、再び合併協議会で正式に議案として審議、決定するという手順を取ってまいりました。同様に、顧問の設置につきましても、数百項目以上の事務事業のすり合わせ、協議の一つとして、非常勤、無報酬ということでの顧問の設置、運営の規定でございますけれども、協議会、議会の皆さんにも御了解をいただき、制定されたものでございます。

先般は、本規則の主な目的はどちらの町から新町の町長が選出されても一方の町の事情が分かるようにするための制度と申し上げましたけれども、新町の発足時、円滑なまちづくりを進めるために、ある大学から研究事業の対象にしたいというお申出がございまして、任命はいたしませんでしたが、大学の関係者をこの規則に基づいて顧問に任用するという協議もなされたところであります。規則の設置の目的に沿って、新しいまちづくりやまちづくりの課題解決のため、専門知識を持ちこの町のために貢献していただける方に必要に応じて同様の条件でお願いしようとするのがこの規則の目的でございました。

第3点目でございますが、ここが一番重要であるかと思っておりますけれども、今年は、御承知のように、合併20周年の年でございます。この20年間には関係法令等の改正もございまして、より明確化された分野もございまして、他の地方自治体等の状況も踏まえ、上位法や運用マニュアルに沿って、より明確で現実的な規則等の整備も検討すべき時期かと思っております。現状では吉備中央町の規則と同様なものが多いようでございますけれども、例え

ば東京都の顧問の設置条例ですと、地方自治法第172条の規定に基づく顧問の設置というような基本事項を書いてございます。そのように任命の根拠法令や、無報酬を含めまして顧問の報酬等について定めた規則も見受けられますので、規則の制度設計を含め、今後の課題とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

シンプルに聞きたいのが、この顧問設置規則による顧問は地方公務員法第3条の3、臨時または非常勤の顧問に当てはまるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

ですから、設置の経緯からいたしまして、地方公務員法第3条第3項第3号に該当はしないという判断であります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そうすると、設置の経緯を知らない人間から見たら、法的な受け止め方が変わると思うんですけど、副町長、その辺は副町長は御存じだからそう受け止められるが、私はそれを知らなかったから受け止められないんですよ。じゃあ、今後何が必要になりますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

ですから、最後に申し上げましたように、第3点目として、現状に合ったようにこれから改正をしていくべきではないかなと、ちょうどそういう時期ではないかなというふうに申し上げたところでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

いろいろこれをしていくのは大変だと思いますけれども、そういう時期は来ていると思いますので、ぜひやってください。

では次に、デジタル事業の遠隔診療についてなんですけれど、遠隔診療の環境が整いまして、町民の方々の医療環境が向上することが期待されております。吉備中央町はこの遠隔診療サービスをどのように広げていくのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、成田議員の御質問についてお答えいたします。

遠隔診療サービスをどのように広げていくのかについてでございますが、まずは今年度運用を開始いたしました岡山大学病院との遠隔診療を確立させたいと考えております。その後、これをモデルに、町民ニーズを踏まえ、地元医師会、町内の医療機関等との調整を行なった上で、必要があれば岡山大学病院以外の医療機関にも広げていけるよう検討してまいります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

例えば具体的にどの方面の病院が今後入っていったらいいなと思います。例えば、岡山市なのか、倉敷市もあつたらいいな、高梁もあつたらいいなとか、何か希望というか、夢みたいなんがあれば教えていただきたいんですけど。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

町外の大きな病院もありますが、町内の医療機関、町民がかかっている町内の医療機関、かかりつけ医の先生方とかそういう方と遠隔診療で診察が受けれるというふうなことも進めていければなというふうには思いますけど、これを進めていくにはいろいろな関係機関の方々との協議も必要になってきますので、その辺も含めて今後協議のほうを進めて

いければというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今非常に興味深いんですけど、町内の医療機関と遠隔診療すると、ちょっと具体的に教えていただけますか。御自宅ですることができるのか、公民館とかですることができるのか、何かもうちょっと。すごくワクワクします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

こちらについては、まだ具体的に全然話が進んでるということではないということでお聞きいただければと思います。

将来的には理想としては自宅にしながら遠隔診療を受けれる、それをかかりつけ医の先生に診ていただく、それを超えるような場合は町外の大きな病院で診ていただく、そういうふうな仕組みができれば、町内に住まれているそういうふうな病院へ行かないといけないような方にとっても非常に利便性向上につながるのかなというふうなことで申し上げたことなんですけど、まだ全然具体的に進んでるということではございません。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、その夢とか、目標とか、今ちょっと思い描いてるところを実現していくために、今この足元で、令和5年末までに実装が完了した遠隔診療の科目は何でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

町内では、下加茂診療所と吉備高原医療リハビリテーションセンターの2か所で遠隔診療を実施しております。下加茂診療所では、耳鼻科、呼吸器内科、糖尿病内科、産前産後

ケア、小児心身医療、産婦人科、遺伝子パネルの7科目を整備しております。吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、総合内科、神経内科、整形外科の3科目を整備をいたしております。

なお、実施に当たりましては、地元医師会、町内の医療機関等と連携、調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

それに係る物品等の整備についてお聞きしたいんですが、吉備高原医療リハビリテーションセンターで整備された先ほどの神経内科とかに係る物品っていうのは、どこの費用で誰が整備してくれてるんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

こちらにつきましては、令和5年度のデジタル田園都市国家構想の交付金事業を活用しまして、岡山大学さんのほうが整備をしたものになります。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

これを何で聞いたかというのと、私が岡山大学から書類を集めて調査したところ、それらが載ってないんですよ、遠隔診療に係る物品等という資料で。ですので、所有がどうなってるのかということが気になったので、質問いたしました。

昨年のこの事業によって整備された物品を調査したところ、先ほど答弁がありましたように、岡山大学、大学病院、そしてその大学病院の医師が役員を務める会社がそれらの物品を所有しているということが分かりました。

一方、先ほど課長が少しわくわくする話をしてくださったみたいに、今、岡山大学病院が遠隔診療を主にやってくださってますが、ほかの診療機関がやってくださるとなると、岡山大学病院が持っている物品を吉備中央町は使わなければなりません。そのときにこれから物品を吉備中央町が無料で使用できるように現在の段階で契約を交わすべきではないか

と考えていますが、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

今後遠隔診療の実施拡大を検討する場合は、連携する医療機関の事情等により、必要となる機材や拠点の場所など様々な条件を考慮して実施の在り方を判断していく必要があるものと考えております。したがって、昨年度においてデジタル田園都市国家構想交付金にて整備をいたしました物品の利活用につきましては、そうした検討の中で必要に応じて関係者と協議をしてみたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

特に町の資産である下加茂診療所で行われる場合には、そういったところもすぐに話し合いをしていただきたいと考えます。

さて、次が i P i c s s に関するものなんですけれど、こちらは先ほど同僚議員が言っていましたように、私も通告書を提出して、たしかその翌日ですかね、当日ですかね、書類が届いて、i P i c s s はこういう理由でこの費用ですということもあったので、少しここは質問をいたしません。

次に、交通DX事業についてです。

昨年の秋にこの事業で電動車椅子の違法性がメディアに報道され、この事業は中止されました。しかし、その後の責任の所在、その原因が何だったのかということが明らかでないので、ここでもう一度けじめをつける上で質問いたします。

この事業が中止された原因は何でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えいたします。

原因といたしましては、メディアの取材を受けた際に、電気用品安全法の定めによるPSE認証マークの記載がないことが指摘をされました。直ちに製造業者へ事実確認、問題に至った経緯などの報告を求めましたが、納得のできる明確な答えが得られず安全性が担保できない状態の中で継続して利用を進めていくことは困難であるといったことから、事業を断念することと判断をいたしました。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この事業が中止された責任はどなたにあると思いますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えいたします。

責任の所在につきましては、電気用品安全法に適合していないバッテリーを使用し、マイクロEVを納品した製作会社にあると考えられますが、本事業の受託事業者は有限責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアであり、当該製作会社もその構成メンバーでございますので、有限責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアにあると考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今後こういったことが起きないようにするための改善策は何かつくったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

お答えいたします。

成果物に対するきめ細やかな納品検査の徹底と、仕様書に対する関連法令等の規定の確認が必要だと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、次は大きな質問5つ目、サンクスホース事業についてです。

この事業は、NPO法人の正会員のうち4名が、元役場職員であったり、町長であったり、担当課長であったりということが、前回の課長の答弁で分かりました。その就任している理由が、事業の公益性、町が掲げる施策との整合性に基づいたものであるかというものをチェックする必要があるからだということだったんですが、まずこの事業の公益性とは何でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、御質問にお答えいたします。

引退した競走馬のセカンドキャリアの支援としてリトレーニングを行うことで、馬との触れ合いを中心としたホースセラピー事業の展開、具体的には馬と触れ合うことで障害者の精神機能と運動機能の向上など社会復帰を早める取組や、また伝統行事の継承などがございます。また、生きるものに優しいまちづくりの観点などから、広く社会教育の推進及び社会福祉の増進、地域振興並びにスポーツの振興に寄与しているものと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

それらが町が掲げる施策と一致しているっていう点はどういう点なんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

本事業は、吉備中央町総合計画の町の魅力で新しい人の流れをつくるという基本目標の下、町内にある観光資源を活用し、癒やしをテーマとした滞在型の観光につなげていくこと、また障害を持たれる方などのホースセラピー馬としてのメンタルヘルスケアなど、本町の特徴を生かし、魅力を高めることで、関係人口の創出、拡大を図ることを目的としたメンタルヘルス構想と合致しているものとの判断から支援を行なっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この法人のホームページ内に、みんなの支援でできることというところがありまして、そこに厩舎の修繕、建設費用と書いておりました。この法人は厩舎を所有しているんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

現時点では厩舎は所有しておりません。将来的に法人として厩舎を所有する可能性は否定できませんので、この記載があるとの認識であります。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ただ、あそこの土地は町の土地なんですが、このNPO法人が建設ができるんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

場所等についてはまだ全く決まっておりませんので、もしかしたら違うようなところに建てるという意味合いがということで記載してるものです。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、定款の事業名からその事業を実際に請け負ってる者を尋ねます。

こちらは前回の議会で課長から、事業主体はNPO法人から委託を受けている事業所だと答弁がありましたので、この定款に載っておりますリトレーニングであるとか、ホースセラピーなどありますが、これらを行なっている者がどこなのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

当法人の事業については多岐にわたっていることから、様々な関係機関と連携し、事業を進めております。

まず、リトレーニング事業については、岡山乗馬倶楽部や吉備ひだまり牧場、福山ホースクラブ等へお願いをしております。リトレーニングアカデミーについては、主に外部講師に依頼し、月1回程度実施しております。また、乗馬スクール——学校招待事業とも言いますけれども——に関しましては、会場が町内の場合は岡山乗馬倶楽部、県外の場合は会場近くの乗馬施設と共同で実施しております。ふるさと納税返礼品などに係る事務や観光振興、チャリティーオークションについては、当法人の事務局で行なっております。養老馬の受入れについては行なっておりませんが、リトレーニングが難しかった馬については養老馬として県外の施設へ預けております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

通常、馬主がほかの団体にリトレーニングを依頼すると、預託金やリトレーニング代金、輸送費を馬主が支払いますよね。ただ一方、このサンクスホース事業では、馬主の負担は輸送費のみで、あとはふるさと納税による寄附金で賄っているということなんです。この解釈でよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

馬主からは輸送費のみを負担いただいております。理由としましては、当法人に来た時点で馬の所有権がサラブリトレーニング・ジャパンになりますので、所有者であります当法人が負担しているものでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今年6月までこの法人は認定NPO法人だったんですが、特定非営利活動促進法第45条で、寄附者や役員、親族などと特別な利益関係がないことが求められております。特別な利益関係とは、特定の個人や団体がNPO法人の活動を通じて不当な利益を得ることです。この法人の役員などがこのNPO法人から利益を得ることはあったのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

お答えいたします。

役員報酬等は支払っておりませんので、利益は得てないとの認識でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

これは、特定の個人や団体がNPO法人の活動を通じてとあるんですね。先ほどこの事業内容を聞いたのは、ここに引っかかるんじゃないかなと思ってるんですよ。というのが、この定款に定められている事業を請け負って行なっている法人といいますか、そこが

理事が関わっている会社が結構あるかと思うんですけど、そのあたり利益を今まで得て
ますよね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

確かに理事の中にその事業の委託先などもございます。そこでこれが不当な利益かとい
うことについては、私のほうで今すぐ述べられませんが、サラブリトレーニング・ジャ
パンにつきましては、顧問弁護士さん等もおられますので、そこに相談しながら適切に運
営されてるものと私のほうは承知しております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9 番、成田賢一君。

○9 番（成田賢一君）

分からないで終わればいいんですけど、なぜ適切に行われると言えるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

事務局の方、理事さん等とも専門的な方の御意見も伺いながら事業を進めてるとい
うふうに確認しておりますので、そこに違法性はないものというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

9 番、成田賢一君。

○9 番（成田賢一君）

調査したところ、サンクスホースプラットフォームと呼ばれる別の組織がありまして、
そこに寄附している方々は優先してサラブリトレーニング・ジャパンにリトレーニングに
預けているということが分かりました。これは役員などの特別な利益に当たると思いま
すが、どのように考えますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

お答えいたします。

サンクスホースプラットフォームの総括的な窓口である法人のほうからの依頼によりリトレーニング馬の受入れを行なっているということですので、特定の寄附者の方を優先して受け入れているものではないというふうに承知しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

法律の第17条で、利益相反行為を禁止しているという条項があります。こちらのNPO法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しないので、特別代理人を選任しなければならないとあるんですが、この理事が関わっている法人がこの事業を受けている以上、今まで特別代理人が選任されたケースは何度あるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

お答えいたします。

過去に1度、特別代理人を選任した期間があったと認識しております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

前回の議会で、課長が町長の職務命令によってこのNPO法人の監事に就任していて、さらに自分のポケットマネーで会費を支払っていたということを私が問題視した際、町長は、来年からは監事をしている課長の分の会費は町が払うと答弁されました。しかし、このNPO法人は町の出資で設立されたものではないし、第三セクターでもありません。これは公金の適正な使用という観点から疑問が生じます。この点について町長の見解をお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

確かに先般の議会において公費から拠出しますと答弁をさせていただきましたけれども、公費負担が適切かどうかも含め、専門家にもお聞きしながら、改めて検討させていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

次は、利益相反についてお伺いいたします。

これは何度も私は質問してるんですが、利益相反、具体的に説明をいたしますと、まずこのNPO法人に補助金が交付される、その理由が町特定非営利活動法人支援補助金交付規則に基づいています。この規則において、過払い分は町長が必要と認める範囲で返還すると記載されています。こちらは第11条ですね。

昨年度の収支決算で、この法人には1億6,000万円以上の現金があることが分かりました。この現金の全てが今までの補助金の余りだということはないかと思います。NPO法人も寄附金をいただいていますからね。しかし、今までの議会で、役場はこの事業での寄附金が少なくなった場合に備えて補助金の返還を求めないんだと何か法人側に立った答弁が目立つんですね。これはつまりどういうことかということ、山本町長は、NPO法人の理事という立場、そして吉備中央町長という立場があります。吉備中央町長という立場であれば、補助金が余ったときに、この交付規則にのっとりた形で過払い分は戻さないといけないんですね。なぜか。それが戻らなかったら、町にとっては本来戻るべきお金だったからです。町にとってはマイナスなんです。一方、理事という立場で言えば、余ったけれども、返さんでいいよと。ラッキーですよ。つまり、理事という立場と町長という立場で利益が相反してしまっているという状態です。しかし、いつも利益相反ではないという答えが来ますので、利益相反ではないという具体的な理由を求めたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

お答えいたします。

この件については何回も答弁をさせていただいてるところではございますが、寄附金を活用して事業を実施するという特異な事業形態においては、たとえ寄附金がなくてもある程度の期間事業が継続できるように当面の事業費を確保しておく必要があるということは何回も言っておるところでございます。そこで、事業費が余ってるという認識ではなく、少なくとも当面使えるというようなお金を残しておくという意味ですので、そこは過払いとの認識はないということで補助金のほうの返還のほうは求めてないということでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町長にお伺いしたいんですが、寄附者の意図が尊重されている一方で、この補助金交付規則そのものについては、何か返還されていないっていうのはこの法令が守られていないように私は見えるんですよ。だから、明確にその理由を述べていただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これは、根本を言いますと、ガバメントクラウドファンディング、御存じのとおり、これは思いがある人がその事業に対して寄附するというものです。1つだけ一般のファンディングと違うのは、このことについては自治体の会計を通しなさいというような項目になってます。ですから、本来の趣旨は、思いがある納税は思いがある事業に町の手数料を引いた全額を渡すというのが大前提です。基本的に返していただいてもその納税は納税者に全部返すようなことはできません。町が取っとくということも基本的にはおかしい制度なんです。それを理解してください。そういう面で、この補助金制度を使っていますが、私は、議員が言われるように、補助金交付規則を少し実態に合う、クラウドファンディングに合うものに、誤解を招かないように直す必要があるだろうと思ってます。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、この補助金交付規則などの制度の見直し、そして改善をしていくということでもいいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

そうです。ガバメントクラウドファンディングを使う事業についてはその実態に合うような変更が必要であり、それは直すつもりでございます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この事業を私が何度も何度も追求してきた理由の一つが、ガバメントクラウドファンディングによって多くの町民がいろいろなことに挑戦できるのではないかなと捉えているからです。ほかの自治体を見ますと、法人格がなくてもまちづくり団体レベルでこのクラウドファンディングに自治体側が挑戦させてあげて、たとえそれが20万円でも30万円でも、地域のまちづくり団体がそれを受けてその町でいろいろとわくわくすることを住民レベルでしていったるんですよ。吉備中央町にとっても、これから人口が減っていきます。2040年には7,000人になります。3割が減るんです。それを見据えた上で、今、町民の方々がわくわく挑戦できる体制を整えるために、ガバメントクラウドファンディングに挑戦できるような法の整備、規則や要綱でもいいと思うんです。していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

お答えします。

町では、特定非営利活動法人が取り組む事業に対してガバメントクラウドファンディングにより支援する制度がございます。これは、議員さんもおっしゃられたとおり、NPO法人を対象としたものです。NPO法人が主体となるケースが多い理由としましては、公

共性と信頼性であったり、社会課題への取組を行うことがその設立の目的の一つであることなど、NPO法に基づいて認証を受けた団体であることから、行政や寄附者様からの信頼を得やすいというようなことがございます。現在のところNPO法人のみではございますが、ほかの自治体の事例調査等を行いながら、NPO法人以外でもこの制度が活用できるように研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ぜひそのときには、町長であったり、議員であったりという方が就任していない団体も公平公正にガバメントクラウドファンディングで挑戦して資金が得られるような体制をつくっていただけたらと思います。

次に、最後の質問、新庁舎の建設に向けてです。

私は令和3年3月議会で、賀陽町、加茂川町の合併協定書で本庁は吉備高原都市の計画区域内に置くと書いてあるでしょうと、町長、積立金を始めてみてはどうですかと質問しましたら、町長が、予算の可能な限りそのことを考えてみたいと述べられました。

こちら、皆さん、覚えてらっしゃいますか。賀陽町の歩み、こちらが加茂川町50年の歩みです。私たちは、この歴史の上に今立っています。その歴史の上に立って、吉備中央町が20年を迎えようとしています。今20年を迎える、そして新庁舎、そしてこれから町はどうなっていくか、そういった思いを、当時この合併をずっと役場で見てきた町長と副町長に尋ねたいと思います。

まず、副町長、思いを述べていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

新庁舎の位置につきましては、これは合併協定書のところじゃありません。条例に明記されております。新庁舎は吉備高原都市に置くというふうになっております。私もいろいろ合併に関わってきましたが、それに従って整備をしていくということは非常に大事でしょうけども、何と申しましても建設資金、これは非常に大切なことでございます。中・長期的な行政需要、財政需要をよく勘案しながら、そういう積立てを準備していくというこ

とも必要であろうかと思えます。

余談になりますけども、首都岡山を目指しとんですから、それにふさわしい庁舎をつくっていく、これは当然のことじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、町長に思いを尋ねたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この新庁建設につきましては、言われたとおり、基本計画、また合併協定書にしっかり書かれてます。そして、それにつきましては、何らかの形を出す時期に来てるなと思えます。といいますのが、来年の春には学校整備が一応片がつきます。そうした意味では、いい節目だろうと思えます。そして、町民多くの方に、合併のときのいろんな思いとか、そしてそれを現実に向けていくための姿というものを見せることも私は大事だろうと思えます。

これにつきましては、基金の創設、それにつきましてはしっかりと、研究という言葉は使いません、検討していきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

先ほど出しました賀陽町の歩みと加茂川町の50年の歩み、これはぜひデジタル化してホームページでどなたでも見えるようにしていただけたらと思えます。いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

その辺も御提案として受けましたので、できるできないを考えさせていただいて、できるのであればホームページのほうに掲載できるように進めていきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということで、私たちは先人の方々の思いがあつて今ここにいるわけですから、何か振り返ってきたときには、まず原点に戻って何ができるのかというところを見ながら、しっかりとやっていけたらと思えます。町民の方々の幸せを願いながら、私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 3時26分 閉 議